

第33回平成22年9月与謝野町議会定例会会議録(第12号)

招集年月日 平成22年10月4日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後6時24分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 90号 | 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 91号 | 平成21年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算
認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 92号 | 平成21年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出
決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 93号 | 平成21年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認
定について
(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 94号 | 平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出
決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 95号 | 平成21年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 96号 | 平成21年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算
認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 97号 | 平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 98号 | 平成21年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算
認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 99号 | 平成21年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 100号 | 平成21年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認
定について
(質疑～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 101号 | 平成21年度与謝野町水道事業会計決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 110号 | 財産の取得について
(質疑～表決) |
| 日程第 14 | 発委第 1号 | 与謝野町議会活性化特別委員会の設置について |

- 日程第 15 請願第 1号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書
(提案～表決)
- 日程第 16 意見書案第 4号 米価の抜本対策を求める意見書 (案)
(委員長報告～表決)
- 日程第 17 意見書案第 3号 北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決
を求める意見書 (案)
(提案～表決)
- 日程第 18 意見書案第 5号 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書 (案)
(提案～表決)
- 日程第 19 閉会中の継続審査 (調査) 申出書

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

21年度の決算審議も、いよいよ大詰めを迎えてまいりました。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付いたしております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。引き続き質疑を続行したいと思いますが、その前に太田町長から発言の申し出がありますので、太田町長。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。ちょっとお時間をいただきまして、せんだって糸井議員の質問に答えまして申し上げました中身が正確ではないので、ちょっとつけ足しをさせていただきたいと思います。といいますのは、リフレッシュ丹後の債権者集会の報告について新聞報道で知ったということを申し上げました。それは間違いではないんですが、朝、新聞を見まして知った上で役場へ出かけ、役場のメールによりまして課長からの報告が入っておりまして、それも、あわせて見ておりますので、全く課長等から報告がなかったということではございませんので、少し誤解を招くと悪いので、そういうふうにつけ加えさせていただきたいと存じます。以上です。

議長(井田義之) それでは1日に引き続き質疑を続行します。

質疑ありませか。

12番、多田議員。

12番(多田正成) 皆さん、おはようございます。きのうは心配しておりました雨も降らず、町内駅伝という大きなイベントが無事終わりました。皆さん、大変ご苦労さんでした。ありがとうございました。

それでは、一般会計の質問をさせていただきたいと思いますが、きょうは四日目、一般会計だけに四目を迎えておりまして、いささか時間をかけ過ぎたかなというふうに思いますけれども、反省を踏まえて、また、きょう四目を質問させていただきますので、お許しをいただきまして、よろしくお願ひをいたします。

それでは、太田商工観光課長に若干お尋ねをいたします。道の駅運営事業について、237ページであります。この道の駅管理運営事業には、賃金、人件費が含まれていないんですが、基本的に、どういう運営の仕方をされているのか、まず、その点からお尋ねをいたします。

議長(井田義之) それから、多田議員に申し上げておきます。きょう五日目でありますので、四日目ではありません。五日目です。きょうで決算、五日目でありますので。

太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) それでは、お答えいたします。道の駅の事業体系でございますが、ご承知の

とおり第三セクターでございます。第三セクターでございます、第三セクターといえども、町が建てた建物の運営管理につきましては法改正に伴いまして直営か委託、いわゆる指定管理を指定して、管理運営をさせるということで、第三セクターで引き続き道の駅の管理運営をしていただいておりますということなんですけれども、今、ご指摘の運営状況につきましては、そういったことなので、いわゆる指定管理料をお支払いをして管理運営をするということで、その事業費の中に指定管理料が上がってくる可能性もあるんですけれども、おかげさまで道の駅の運営につきましては、一応、指定管理料なしで運営をしていただいております、そこに上がっております一般会計の予算計上につきましては、せんだってのご質問にもございましたように、予算計上につきましては、隣にありますトイレの管理運営に係る部分について町が直接、経費を計上いたしまして管理運営をするという形の中で、委託料として、トイレの一部を会社に、丹後フロンティアのほうに受け持ってもらおうということで、委託料190万円上げておりますけれども、ほかの部分については消耗品で、トイレトーパーの購入や、そういったものがメインでございます、また、修繕につきましても、そういった周辺の修繕と、トイレの修繕といったものでございまして、本体に係る部分については、規定によりまして大きな部分だけ修繕をいたしますが、小さい部分につきましては会社自身の経費の中で修繕等も行い運営をしていただいているということで、道の駅の運営管理事業につきましては、そういったスタイルで現在、推移をしているということでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） あそこには、裏に食堂もありまして、食堂なんか一緒に丹後フロンティアが経営されておるのかなというふうに思いますけれども、光熱費、水道料、光熱水道とか、こういったあたりは、もう全く町で別個にされておるのでしょうか。一括して委託料を出して、そこで管理していただいているというやり方でないみたいと思うんですけれども、委託料だろうが、管理料だろうがいいんですけれども、その辺がちょっと特殊かなという気がいたしますけれども。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。いわゆる会社に対して、町が第三セクターですから、資本金として予算計上といいますか、資本金を出しているわけですけれども、それ以外に町としまして、よその施設のように指定管理料を払わずに運営をしていただいているということですから、会社の決算書も見ていただいたら、まだ、債務超過にもなっていませんし、一応、健全な運営を第三セクターとしてはしていただいている会社として、ある程度は評価をしております。現状は非常に厳しい状況にありますけれども、今期の決算におきましては、単年度決算では80万円ほどの黒字になっていますし、町のほうとしましては、先ほど言いました本体に係る管理運営については、大きな投資は現在していないというところで特殊、いわゆるいいほうの意味での健全会社であるというふうには認識をしております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうしますと、この中に入っている浄化槽の維持管理委託料だとか、道の駅総合案内及び清掃管理委託事業ですね、これは直接、丹後フロンティアに払っておられるのか。その辺はどうでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 具体的に申し上げたほうがいいかと思いますが、決算書の237ページに道の駅管理運営事業がございます。先ほども申し上げました会社としての運営は、そのような状況で動いていただいております。この中を見ていただきますと基本的には横にあります観光トイレがございますね、あそこの運営については町が直接、ここに予算を計上して直接支払いをしています。ですから、トイレの一部ですね、清掃管理については会社に委託料を払っていますけれども、ほかの部分に上がっております浄化槽の点検業務だとか、そういうところにつきましては、すべて町が直接やっております、本体とは別の、道の駅とは書いておりますが、隣のトイレにかかる経費をほとんど上げているということですし、具体的に言いますと、13の委託料の下の道の駅総合案内及び清掃業務につきましては、トイレの清掃と、あそこへ来られた方の観光案内はお願いしたいということで190万円は出していますけれども、ほかの経費につきましては、そういったものでございますし、電話だとかファクスリース料、これにつきましても道の駅の中で観光業務をやっていただくために設置したものに対する経費は、町のほうで負担しましょうということで、事業区分を分けて観光案内と隣のトイレの清掃に係る経費は、一応、道の駅の管理運営事業として上がっておりますので、本来でしたら道の駅の部分とトイレは別のところで計上したほうがいいかわかりませんが、わかりやすいかと思いますが、道の駅のくくりの中で予算計上をしているということでご理解がいただきたいと思ひますし、ご確認がいただきたいというふうに思ひます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） そうですと、この浄化槽の委託料は直接業者に町が払ったわけです。それから、道の駅の総合案内と清掃の委託を、190万円を出して、丹後フロンティアにお払いしたということでもあります。それならそこは、それでいいと思いますが、次に、そうでしたら、参考書の123ページなんですけれども、この決算書が、丹後フロンティアの第15期の計算と全く違うんですけれども、どういうふうに理解をしたらいいのでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。これ先般、糸井議員のほうからのご質問の中で、指定管理料にかかわる部分の、それぞれの決算資料を出しております。ご指摘のとおりでございます。丹後フロンティアの第三セクターにかかわります15期の決算を見ていただきますと、資料を見ていただきますと、当期利益が、先ほど言いました81万1,936円上がっております。累積では三角の970万円の赤字でございますけれども、そういう決算を打っていただいております。これが会社自身の決算でございます。いわゆる決算期が9月30日というようなことがございまして、法人によっては5月決算、9月決算、3月決算、いろいろとあるんですけれども、そういった中で、この丹後フロンティアは9月決算でございます。指定管理料内に上げております決算につきましては、年度決算を出してこいということになっていまして、4月から翌年の3月までの12分の12を計上しなければならないということで、いわゆる15期と14期にかかわります4月から3月の分を全部月計で案分しまして、細かなことなんですけれども、大変なことなんですけれども、そういう形で指定管理料にかかる資料については上げてございまして、ご指摘のとおり数字が合わないというようなことがございまして、このあたりがもう少し附則のところ明記をしてあればいいんですけれども、そういうことができていないというところで、資

料の見方によって、目先を変えていただかんなんというようなことで、ちょっとこの辺は、今後の、総務課とも調整しているんですが、今後の課題として、やっぱり糸井議員のほうからもご指摘がございましたので、きちんと精査をしたいということで、内部では調整をさせていただいております。ご指摘のとおりでございます。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうしますと、我々は、この丹後フロンティアの決算書を見せていただいたら、それでいいということですか。そうですと、私もまだ、2期目に入らせてもらったんですが、1期目の1年、2年、全く勉強不足でよくわからなかったのですけれども、190万円の委託料ですね、それはずっと丹後フロンティアの会計の中の、どこに入っておりますか、それはずっと丹後フロンティアに、その金額は委託料として、とんと入っておったんですか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 合併当時から、そのような形で190万円につきましては、隣のトイレ清掃に係る人件費と、それから、本体の中において与謝野町の総合観光案内をしていただくため、さらには丹後の入り口として丹後全体の観光の案内所として、道の駅ですから、位置づけがされていまして、その分を人件費なり、その手間賃等を計算しまして190万円の委託料で毎年、契約をしております。

その分につきましては、私も指摘をした分があるんですが、営業外収入か、営業収入かというところなんですけれども、営業外収入で、これは上げるべきかなというような話もしながら、最終的には税理士さんのほうにお任せしていますけれども、そういった形の中で事業外収入、営業外収入として190万円は計上していただくというようなことで調整をしておりますし、それが決算に上がってきているはずだというふうに思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうしますと、その190万円はいいんですけれども、14期と15期は課長のおっしゃるように営業外収益の中に、その数字が入っているかなという気がするんですが、13期と12期を見せていただきますと、その中に入っていない。今、先にお任せしているというふうに言われましたので、13期と12期は、それなら売り上げの中に、それが入っているという形になっておるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 結論から言いますと、そうございまして、先ほど言いましたように、私も担当しました段階で、決算書の中身を精査する部分がおくれていまして、ある程度、中身をきちんと見るようになりました段階では、先ほど言いましたように会社側には指摘をしまして、営業外収入で上げるべき違うかというようなことで、指導のほうはしまして、ですから、当初のあたりは会社側として、そちらのほうに計上されていたという経過がございますので、ご指摘のとおりでございます。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうしますと13期、12期は、営業でない委託料が売り上げの中に入っていて三角マークがついているという形で、これは非常に提示の仕方が、私は非常に決算上、違うんじゃないかという気がしまして、それは相手がされることですから、課長はお任せしておるという

ことなんでしょうけれども、やはりここら辺が、こういう運営の仕方というのはややこしいので、もっと一本にですね、指定管理料でもいいし、委託料でもいいんですけども、それは一本にとんとして相手に全部、会計の中に、ほかのところは指定管理料だとか委託料だとか、きちんと上がってまして、その中で営業をしていただかないと、ここは営業をするところですから、そういうどんぶり勘定で、こういう決算書を見ていただく判断に苦しみまして、ですから、一本に、町としては、そこに、そこも含めて何ぼ出しますという形にされたら、私はこういうややこしい問題にならないのではないかな、ややこしい決算の仕方にならないのではないかなという気がするのですが、そういうふうにして、もっと懸命にさせる方法がないのでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） すみません。お答えします。行政にもちょっとルールがございまして、先ほど言いましたようにトイレ設置条例というのがございます。その中には道の駅のトイレについては、条例の中では、トイレの管理条例の中に入っていない。ですから、先ほど言いましたように、道の駅の附帯設備としてトイレがついているということなんですけれども、そのトイレは道の駅の中にあるんですけども、町が直接、お金を支払っているということで、確かに事務的に細かくやっていますので、指摘のとおり、すべてを道の駅、丹後フロンティアさんに、それも指定管理料という形で支払ってしまえば、ひとつ町としましては、ゆだねるわけですから、事務がなくなるという軽減もされますし、それはご指摘のとおりで、そういう方法が望ましいというふうに思っています。

ただ、決算上は、また別の話でありまして、その管理運営を売り上げで上げるのか、営業外収入で上げるのかは、やっぱりそれは一つのルールがございまして、今はルールどおりやっていますので、ありがたいわけですけども、それは決算上の事務と、今、言います行政が言われます指定管理料の中ですべてを、トイレの経費もすべて、その中に入れたらいいということについては、今後の課題として、私も、そういう方法がとれるなら事務の簡素化ができますので、また、理事者と協議の上、財政方とも協議の上、調整をしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ぜひとも、そういうふうにしていただいて、こういう形でやりますと、決算がはっきりしないのと、トイレが、例えばお任せしておるので、汚いという話も出ていましたけれども、あそこは特別汚いという話も出てましたけれども、やはり言いにくいですが、そこら辺の管理がね、どうしてもずさんになってくるのではないかなという気がしますので、そこら辺はもう決算上、はっきりさせていただいて、我々が見ても、すっきり、台帳と合わせてもすっきりするようにしていただけたら一番いいかなというふうに思って、ちょっとそこら辺を指摘させていただいております。

次に、今度は213ページに、農林課長にお尋ねいたします。この有害鳥獣でイノシシやシカやクマが出ておりまして、シカは277頭、イノシシについては212頭、クマは何頭とれたのかわかりませんが、毎年1、470万円からものにかけて、動物と人間の知恵比べといえるのか、何かいちごっこを毎年やっているようなのですが、何か今期につきましては、今期というよりも、何かこういった対策に、いい方法はないものなのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。有害鳥獣対策の事業につきましては、平成21年度の決算では今、議員、ご指摘のとおり1,470万円余り執行をさせていただいております。ただ、この事業費といいますのは、合併当時には平成18年度決算で460万円余りでございまして、それが平成20年度から1,400万円台になり、また、平成22年度の当初予算ベースでは約2,000万円を計上させていただいております。したがって、これにつきましては、いろんなお考えがあるかと思いますが、町としましては有害鳥獣対策、これを真剣に町も支援をさせていただきながら取り組んでいかなければならないという、そういう状況にあるということのあらわれだというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。殊に、わなをかけたりして捕獲するということはもちろんですけれども、例えば、シカやイノシシでありましたら、合併後に電気柵、あるいは、それから、その後では、もう少し強固なフェンス、これに切りかえていただいて、管理もし、それから効果も高い方法に切りかえさせていただいて、それに対する補助を、若干補助率も引き上げさせていただきながら取り組んできた経過が、このような額の増額につながっているのかなというふうに考えております。

また、昨年あたりから広域的な捕獲事業をやっというふうなことで京都府、それから近隣の猟友会の皆さん、例えば、昨日も、実は兵庫県豊岡市の猟友会と協働で広域捕獲事業を行って約40頭、シカを捕獲していただいたようでございますが、そういった小さなエリアで考えるのではなくて、もう少し尾根を越えた範囲で犬を使って広域的に駆除していこうという、そういう取り組みも、昨年あたりから取り組んでおまして、そういった事業費もかさんでいるというふうなことでございますし、それから、国のほうも、この有害鳥獣対策、国として進めていかなければならないということで、別途の事業も制度化していただきまして、新たに、その事業も活用させていただいているというふうなこともございまして、近年、事業費が上がってきている傾向にあるというふうなことでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 猟友会の方、あるいは広域について多くの方がご苦労になって、対策をとっていただいておりますが、私は、そのことは大切なことだというふうに思っておりますが、何か少し変わった発想で、そのことも、今やっというふうなことも進めながら、すぐには効果は出ないけれども、将来、それが役に立つというのか、そういった事業で、きのうも石川の区の事務所で、ちょっとお話をしておると、渋ガキはクマは食わのかえというような話も出たり、やっぱりクマでも甘ガキを食わないというような話もしておられましたけれども、私は基本的にですね、天候のかげんもあるけれども、ドングリだとか、クリだとか、カキの木というものが、カキが山にない現象で里におりてくるのではないかなというふうな、テレビを見ておっても、そんなような話をされます。

それで、災害に強い森づくりではないですけれども、この鳥獣の対策ちなみまして、鳥獣に強い森づくりというのか、鳥獣に優しい森づくりというのか、名前は何でもいいんですが、山にカキの木を植えたりとか、クリの木を植えたり、ドングリを植えたりするような、そういった事業を進める必要があるのかと、そうして共存をしていくというのか、クマなんかはとっっても放されたりするわけですから、何かそういった、長期なんですけれども、近い将来、役に立つと、そうすれば山でクマも暮らせるなというふうな笑い話みたいな話ですけれども、実に、そのことを1年、

1年そうして、この山に、里山にちょっと奥に入ったあたりに、そういったことを考えれば、クマも里までおりてこないのではないかという気がしますが、そういった事業は取り組めないのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。確かにご指摘のように、これだけ、例えばクマが里におりてくるということは、何かに原因があって、そういう状況になっているというふうに思っております。言われておりますのは、特にことしはドングリ等の木の実が生育していないということが要因とあるようでございまして、本来、今、議員も言われましたけれども、渋ガキはクマは食わないということはあるんですが、それはなるほど、そのとおりだというふうに私も思っておりますが、青いカキも食わないというのが、これまでの経験でございましたけれども、ことしは春先から青く小さい実でも、里におりてカキを食べているという状況が続いております。よほどことしはドングリ等の実がならない、そういう年回りになっているのかなと、地域的に見て。そういうふうに感じております。これは確かに山を再生させて、クマと人間がすみ分けをして共生していくという、そういう取り組みを、長い取り組みとして考えていかなければならないということは、私どもも、そのように思っております。

合併前から続けております広葉樹の支給事業というのも、その一つの思いがあつてのことでございまして、いわゆる山に針葉樹ばかりを、スギ、ヒノキ等の針葉樹ばかりを植えるのではなくて、それを植えられるときに広葉樹も一緒に植えていただくということで、一定の本数を無料で支給をして、一緒に植林していただいているという事業も制度として持っております。要するにケヤキ、ナラ、クヌギ、こういったものを一緒に植えていただいて、それらの実がなることで、今、議員がおっしゃるような動物のえさにもなると、それから、環境にもいいと、それから防災上もいいと、そういった、いろんな意味がありますので、そういった事業を取り組ませていただいておりますけれども、何せ広い山の面積を抱えております。それから、また、山には入られる方も少ないという中では、なかなか目に見えた効果としては出てこないということがございます。先日もお答えしましたが、クマのニュースを見られた全国の方からいろいろなメール等、お手紙等をいただく中で、議員ご指摘のとおり、まさに、そういったご意見もちょうだいしております。これは一朝一夕にできない取り組みですけれども、地道に続けていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） すぐには効果が上がらないと思っておりますけれども、ぜひとも、そういったちょっと発想を変えて、そういった取り組みをしていただいて将来、役に立つようにしていただけたらというふうに思いますし、だんだん人口が少なくなって過疎化になればなるほど、里に出てくる可能性がありますので、ぜひとも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、時間がありませんけれども、339ページの給食センター運営事業について、若干お尋ねをしてみたいと思っておりますけれども、給食費の未収が現年度分は32万1,600円で、29名分となっております。それから、滞納の繰越分が115万6,000円ですか、ありまして、24世帯と63名分があると聞いております。これについて、回収見込みはあるのでしょうか、ないのでしょうか。その辺ちょっとお尋ねいたします。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 給食費の未納ですとか、回収の見込みはというご質問でございます。現年度分の未納、あるいは滞納につきましても日々、学校等を通じまして徴収をさせていただいております。せんだって、その一部の取り組みを、この議会の中のご質問の中でお答えしたと思います。それで、確かに滞納の中での、例えば、かなり古いと申しますか、年度が若いと申しますか、古いと申しますか、そういった部分を徴収をさせていただくということは、いわゆる卒業生といえますか、もう既に児童・生徒が卒業しておるようなケースですね、そういった部分については難しい部分が出てこようかとも思いますが、しかし、それらもあわせて滞納額を納めていただくような、そんな取り組みはさせていただいております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私は、この滞納の問題が毎年、決算のときに出てきて、そういった質問もあるわけですが、基本的に、この間、どなたかの答弁で、教育委員長が給食は教材の一環だというふうに思っていると、主観的な考えだけでも、そう思っていると言われました。私も全くですね、子供の教育については、給食費も全くそうであろうというふうに思っておりまして、子供たちの教育上の問題ですから、滞納しているとか、していないか、そんな問題を毎年、出すよりも、子育ての町として、基本的に義務教育までは、教材の一環として教育費で賄うような施策ができないかなというふうに考えるんですけども、そこら辺は、どういうふうに思われますでしょうか。

議長（井田義之） 答弁求めます。

鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） かなり難しいといえますか、一課長では、そのあたりの答弁につきましては、控えさせていただきます。すべてがすべて教材費と、確かに教材費の一部分でありますから、学校が、先ほどの関連で未納ですとか、滞納の徴収につきましても、学校のほうが主になって徴収をさせていただいておるのが実態でございますが、今度は逆に教材費であるから単費でといえますか、町の負担でというお話ですので、それにつきまして一課長からの答弁につきましてお許しをいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私は、なぜそういったことを言いますといえますのは、私は、どうしても決算のバランスを、すぐ商売人というか、小さな商売をしておる関係で、そのことが気になるんですけども、やはり、この決算書を見せていただきますと、賄い費に8,000万ほど使っておられますね。余分に、その賄いするために、その材料費を、そこまでします、その材料費があれば、子供たちは食べれるわけですし、おなかが満たせるわけですし、その料理をつくるのに、施設費が1億470万円ほどとか、施設設備が995万円だとか、それに賃金とは別に人件費が7,090万円ほどと、こういって合計しますと1億8,560万円かかっておるわけですね。その子供たちに2,000食、1,999食となっていて、2,000食ほどなんですけれども、それを賄うために、これだけの費用を使っているということはバランスが合わない、そこまでされるような事業、大切な事業ですから、そうだったら、もう子供たちはすべて、義務教育は食べさせてやるんだと、この町でというような判断はできないのでしょうか。これはどなたに、

教育長か、町長か。教育長、その辺は。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 非常に大胆な発想でございまして、これは私も一教育長として、これは高度な政治的判断が必要ななど、そのように思っております。しかし、私の考えといたしましては、やはり食べるものでございますので、それを、最低の負担は、やはりしていただきたいと、そのように私自身は思っております。よく義務教育だから無償だということを論拠にされますけれども、ちょっとその精神とは違うんじゃないかと、理念とは違うんじゃないかと、私自身は、そのように思っているところです。

それから、なお教材費ということでひっかかる場所があるかもしれませんが、教材費並みだということなんです、扱いは、教材ではないんです。その辺を混同してもらいますと、ちょっとややこしくなりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 先ほど言いましたバランスがわかっているかどうかわかりませんが、それをつくるために倍以上の経費をかけて、それをつくっている。そうなら、そこまで大切な事業だったら、もうそこまでいったら材料費だけの問題ですから、そこら辺は施策として子育ての町として考えていただけたらと思いますし、基本的に、今田議員も気が弱いでと言いながら、バスの無料化を言っておられましたけれども、基本的に義務教育の間は、それをやっていただきたいというふうに思います。町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 時間が超過いたしました。

太田町長。

町 長（太田貴美） 一般、これは21年度の決算の中身の話とはかけ離れたものでございますので、今回は答弁は差し控させていただきます。また、町全体で論議すべき話だというふうに思いますので、それでご理解いただきたいと思います。

1 2 番（多田正成） はい、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、質問をさせていただきます。今回の決算、また、決算資料等を拝読いたしまして痛切に感じたことは、やはり町民の所得が非常に少ないと、いわゆるそれはまともに税にはね返ってくるわけでございますから、いわゆる町の自主財源の乏しさと、また、今後の不安定さが如実に数字に出ているといったところを、非常に感じるわけでございます。特に谷口議員もおっしゃっていましたが、ざっと丸こい数字で町民の所得を納税義務者数で割り返しますと、1人当たり大体200万円見当ということでございます。これは、この資料を見ましても給与所得者の7,000人からの方がございまして、7,159人、200万円以下の方が77.8%、また、営業所得者の中も79%が200万円以下、農業所得は、いわんや93.5%が200万円以下、その他、恐らくこれ年金が主たるものでしょうが、ここでも94.98%が200万円以下という、非常に苦しい経済状況の中で税金を納めているといったことが、数字となって浮き上がっています。こういった中で翻って、私たち初め町の関係者の所得、所得といいますが、いわゆる給与を見ても、この参考資料によりますと48、49ページに、ここに本当に事細

かく丁寧に記載をされています。これでいきますと共済費を入れますと、287名の職員数に対して26億6,900万円、これ一人にしますと721万円、また、共済費を抜いた給与、また、年末調整等の給与費等を見ますと17億5,600万円、一人当たり611万9,000円というふうな平均給与が出ています。この287名の余分に臨時職員が昨年の3月1日現在では臨時職員が210名おられました。

ことしの、これが20年3月末が210名ですか、ことしの臨時職員の配置はどのようになっていますのか、まず、1点、お尋ねしたいと思います。と申しますも、臨時職員の賃金も、この決算資料から上げてみますと、正しい数字かどうかわかりませんが約2億7,800万円という臨時職員の賃金を支払っています。したがって、臨時職員、正職員数で足しますと23億円に近い人件費が要となっているわけですが、今後、この行政改革大綱を進めていく中におきましても、いろいろな経費がありますが、やはり経常経費を上げていこうと思うと、どうしても人件費に手を入れざるを得ないというような状況でございます。現在の臨時職員数は何名であるのか、お願いいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 赤松議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。今現在ということで、つかんでおりますのは平成22年9月1日現在ということでございまして、週20時間以上という数値しかとらえておりません。そうした中では135人ということになっております。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 平成20年3月1日現在の当時の総務委員会での資料によりますと、今、言われます週20時間以上、週20時間以上が115名、週20時間未満が95名、合計210名の方がおられます。したがって、臨時職員は20時間以上と20時間未満とが、そうそんなに人数はかわらないと、こういった過去のデータで、2年前のデータでございしますが、今、聞きますと、既に20時間以上の臨時職員が当時よりも20名ふえているという現状であります。この20時間未満のほうは、どのようになっているのでしょうか。これも100人近いがおられるわけですが、ここを入れないと臨時職員の数は正式には上がってこないと、私、思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 赤松議員のご質問にお答えしたいと思います。大変申しわけございませんけれども、22年9月1日現在の週20時間未満の職員数はつかんでおりません。ただし、昨年度の決算年の平成21年12月1日現在では85人という数字をつかんでおりますので、これでご理解がいただきたいと思ひます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） この臨時職員の方々の仕事の内容を見ますと、ほとんどが、いわゆる半分は大体保育士さん、あと、いわゆる役場の庁舎内でお仕事をされる方は、そんなにおられない、ほとんど外と申しますか、外郭団体が委託の保育所とか診療所とか給食センターとか、そういったところの方が、小学校とか多いわけですが、実際に、この本庁舎内、いわゆる3庁舎ありますが、3庁舎の中で働いておられます臨時職員は何名あるのでしょうか、ほとんどないんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問お答えしたいと思います。それぞれ各課に、例えば文書の送達員だとか、そういった方も含めまして事務員の方おられます。そうした中で事務員の方は、ちょっと計算せんなんですけれども、10名ぐらいはおられます。これには教育委員会の図書館だとか、そういうところも含めてますと20人ぐらいなるのではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） そこで、この行政改革大綱、行政計画の実績の中に、先般も申し上げましたが、北庁舎を除く機能をほかの庁舎へ移転という、これは野田川庁舎の機能縮小といった部分がテーマになっていますが、ここにもはっきりと書いてあるわけですが、果たして、今の実際の庁舎の必要性といえますか、利用度、こういったものはどこで図るのか、私も図るべきがございませんが、たまたま今回の住民環境課が出されています数字が155ページに載っているわけですが、例えば印鑑登録業務は本庁が3,051件、加悦庁舎が2,874件、野田川庁舎が3,980件。次に、戸籍の謄抄本の発行数は、本庁が1,802件、加悦庁舎が2,000件、野田川庁舎が4,487件という、加悦庁舎の倍以上あるわけですね。このように印鑑登録とか戸籍謄抄本の発行数は、野田川庁舎が他の庁舎を、断然多いというのが、この数字でも見てわかると思います。

糸井議員の一般質問で町長は、何も加悦庁舎を本庁舎と決めていないというふうに、今、ボールを投げたのだと住民に、という話でございました。ここの、この計画によりますと、北庁舎を除く機能を、他の庁舎へ移転するというふうに明文化してあるわけですが、実際に、このように野田川庁舎の利用度いいますか、町民が訪問したり、いろいろな形で利用している場合は圧倒的に多いわけです。また、人口的にも地域的にも、やはりこの野田川の庁舎といったものから、こういった施設が、仮に北庁舎だけ残す。その中に、こういう部門も残るのか、残らないのか、これは今後の町長の答弁でいきますと、これからの庁舎内、また、いろんな方々のお知恵をいただくということですが、その辺のところも十分に配慮して今後のまた、計画の中に考えていただきたいと、これは今回の決算を見て、決算資料から感じたこととございますので、あえて答弁はいたしません、そのように思ったわけでございます。

それから、質問はわかります。次にも同じ総務課なんですが、消防団活動の事業でございます。この消防団員は条例定数が383名ということですが、現実には353名ということで30名充当していないわけですが、この点につきまして、消防団活動に支障がないのが、また、団としては、この充当しない部分をどのように町のほうに協力とか、また、各自自治体をお願いをされているのか、この辺につきましては、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えします。今、議員ご指摘のとおり、定数は383名です。大体、約30名の定員不足を来しているというところがございます。町といたしましても、それから消防団といたしましても、団員の確保ということは、毎年毎年、努めていただいております。そうした中で団員の確保は大変大事なことでございます。それにも増しまして、もう1点、問題となりますのが、昼間の団活動でございます。いわゆる昼間の火災が起きた場合のこととございます。そうした場合でも最近では遠方のほうに勤務をされているという方、いわゆる自営業の方が昔と比べまして減ってきておまして、昼間の火災等の団員確保ということが大きな課題でございます。

そうした中で、団といたしましても、協議をいただいております。なかなかの妙薬はないんですけども、OBの方の支援を得るだとか、そういったことを、どのようにして具体化して、制度かしていくかということは今、真剣になって議論いただいております。それから、もう1点、私も申し上げたいのは、団員が足りない、足りないと言っておりますけれども、それにつきましては団員の方、地域を回って一生懸命、確保に向けてやっておられますということだけは、私のほうからお伝えをしたいと思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 今の消防団の団員が確保できないといったことは、これは全国的な問題であるようにございます。したがって、当町でも合併以来、ずっとこの問題は消防委員会でも取り上げられ、また、消防団の中でも議論されている問題でございますが、やはり今の団員以外に、今おっしゃったように、特に昼間の火災、また、事故なんか発生しますと、非常に消防車、また、いろんなものが出動しにくい、手当がしにくいという状況でございますので、一日も早くアウトラインを、このような形が望ましいというアウトラインを、やはり団、消防委員会、また、役場の総務課ともどもですね、このアウトラインを早く、これ、もうあれから5年目ですか、合併しまして、ずっと同じ課題を毎年、同じ場所で同じように首をひねっているわけでございますので、やはりもうぼちぼちですね、アウトラインのほうを、例えば日限を決めて、いつまでも、この問題を置かずに、やはり万が一、もしものときに、今の体制ではなかなか手当てができないということを認識されまして、一日も早い、そういった組織なり、制度をお考えいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えしたいと思います。今、議員がおっしゃるとおりでございます。そうした中でも、団以外の人にもお願いせんなんということで、そういった方も理解も得ていかなければいけないということございまして、もう議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 同じく消防の関係でございますが、消防施設、昨年、いわゆる昨年度は消防ポンプの第5分団の更新、また、消火栓の新設工事が6基、消火栓の移設が3基、第4分団の下水道接続工事、また、詰所の有線テレビ接続工事等、消防施設にかかわる整備はしていただいておりますが、今、与謝野町内、防火水槽、消火栓等の要望は今、要望があるけれども、できていないといった箇所はたくさんあるんです。どの程度あるのでしょうか。また、今後の課題といいますか、去年1年間の数字から、どのように、この消火栓、また、防火水槽等につきましては考えておられますか。ご意見をお願いいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えしたいと思います。防火水槽、消火栓、消火活動するのに大変大事な施設でございます。そうした中で、昨年度は経済対策臨時交付金等の交付金がございます、施設の整備に充てさせていただいております。それで防火水槽、消火栓につきましては、地区から要望等、それから、そういったものの主眼にしまして設置をさせていただいております。一遍にというわけにはいきませんので、年次計画で。そうした中で、私が問われておりますのは防火水槽については42カ所ぐらい、まだ、要望があるのかなと思っております。

それから、消火栓については19カ所ということで、私としては、その数字を把握しております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 要望箇所が順次整備され、やっているわけですが、何分にも財政等の、かんがみてでございますので、無理のない計画を立てていただきたいと、このように思っております。

それから、職員研修の件でございますが、これも総務課さんですか、担当は。企画財政ですか、総務課ですか。総務課ばかりで、えらい申しわけないですけども、この職員研修はいろんな方法があると思うんですが、例えば、どこかへ講演をお聞きに出られる、どこかへ勉強に行かれる、また、どこかから、こちらに講師で来ていただくと、いろいろな方法があると思うんですが、私、よその市や町の、これネットで見えて感じて感ずることであり、私自身も、私、自分の小さな商売ですけども、商売の中でも実践していることであるんですが、やはり職員の方々にレポートを書いていただくと、職員が、どのような今、庁舎内で、また、行政サービスの中で、どのようなことに課題を持っているか、どのようなことに悩んでいるか、そういったことをやはり、どういう方法がいいかは、これはやはり庁舎内で決めていただければ結構ですが、そういった課題なりテーマを持って、職員の方に定期、不定期は別にしまして、やはりそういったものを出していただく。ある町、ある市ですけども、ある市では、これがある意味で期末勤勉手当の評価の一部にもなっているというところもでございます。

やはりそういった意味で問題意識を持っていただく。また、町長、副町長、また、ここにおられます立派な課長さん方とは違った角度からの提案なり、また、悩みなり、そういったものが浮かび上がってくるということでございますので、これでしたらお金はかかりません。原稿用紙を4枚か、レポート用紙を何枚かで結構でございますので、こういった新たな内面的な職員のやる気も出し、私たちの声も届くんだという、やる気も出し、なおかつ、これがいいものであれば、採用すると、こんなふうな庁舎内になればと、私は思うんですが、いかがお考えでしょうか。

これは町長に答弁をいただきますでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それも一つの方法だというふうに思いますし、なかなか職員の一人一人の思いというのは、自分が、どういう仕事をしたいというふうなことについては出させていることもございますけれども、いろんな意味で仕事を離れた中でも、いろんな思いがあるでしょうし、それらについて課題を、ある程度のテーマを決めるか何かして方法は、いろいろな方法があるというふうに思いますので、大きな有効な手段といいますか、手だてになろうというふうに思います。それが、すべてではないかと思いますが、おっしゃるのが、そのとおりの部分もあると思いますので、検討させていただきたいと思います。

1 3 番（赤松孝一） 以上で終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

10時50分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時50分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、最初に反対の討論を求めます。

次に、賛成討論を求めます。

9番、家城議員。

9番(家城 功) 議案第90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についての議案に対し、与謝野クラブを代表し認定すべきであるとの立場より討論をいたします。

平成21年度は世界的にも引き続き低迷を続ける経済の状況の中、国においては大手企業はもちろん、関連する中小の会社や職場の仕事も減少し、休職者や失業者がふえ、毎日のようにテレビや新聞のニュースでも取り上げられました。このことについては、当町にも該当することであり、将来の展望や見通しは全く不透明な、不安な状況が続いた年ではなかったかと記憶しております。

そういった中、国の緊急的対策として交付されました地域活性化生活対策臨時交付金や経済危機対策臨時交付金を初め多くの臨時対策の交付金の交付には、当町においても多くの事業費が採択を得て、懸案されておりました案件も含め非常に効果があらわれておるのではないかと感じております。

町においては合併4年目、いわゆる第1期太田町政の集大成の年として大変厳しい財政と地域経済の中で、新しくスタートした与謝野町の町民生活と将来の明るい希望のために策定されました総合計画や行革大綱を初め、各分野における計画ビジョンなどを基本的土台として積極的な事業展開が取り組まれたのではないかと感じております。

数字で見ますと当初予算約100億480万円でスタートし、臨時交付金等の増加もあり、決算においては歳入合計額約138億20万円、歳出総額約135億4,260万円と、繰り越すべき額を差し引いた実質収支の額は約1億8,024万円と、黒字計上であり、健全な財政運営が維持できたのではないかと受けとめております。また、行革大綱でも目標とされておりました経常収支比率におきましても90.0%と、4年も早くに到達できたことは臨時交付金等の影響は大きいにしても、人件費や物件費を初めとする諸経費削減において努力をいただいた抑制効果も大きかったのではないかと感じております。

事業におきましては、21年度の目玉であります情報化拡張事業におきましては、町の安心・安全のために、また、心豊かに将来生活を送るため、また、町一体化の醸成を図る意味でも大変重要かつ、意味のある大きな事業であり、現在、旧岩滝、野田川地域では、約7割以上の方がご加入されており、町で暮らしていくための安心と楽しみが一つふえたのではないかと感じております。住宅助成事業においては、大変多くの利用者があり、厳しい経済状況の中、施工されました町民の方はもちろん、仕事を受けられた地域事業所にとっても大きな経済効果につながったのではないかと感じております。また、地域交通の不便な地域を中心に運行が開始されました地域バ

スひまわり号は、利用しておられる方にとっては大変喜んでおられるようですが、全体的な利用者には決して多いとは言えませんし、今後の取り組みには多くの課題が残されているのではないかと思います。せっかく取り組まれました事業が、よりよい有意義な方向に進むべき今後の努力をお願いいたしておきます。

ほかにも福祉、保健、農林、商工産業、建設、教育方面においても、さまざまな事業が実施され取り組まれております。町の主役は町民であります。町民の暮らしを守るために今後においても強いこだわりと信念を持って事業を計画し、実施していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、まだまだ国においても、もちろん当地域においても大変厳しい経済状況にかわりはございません。また、政権交代の影響や今後の合併交付金を初めとする国からの地方に対する予算の削減など、影響も含め考えると町財政の先行きに対し、非常に不安を感じるの私だけではないのではないかと思います。

本年度は各種臨時交付金等の実績から、数字的には黒字計上ではありますが、この数字に決して安心することなく、気を抜くことのないよう、さらに厳しい意識を持ち、今後に生かされるよう、町民が心豊かで安心・安全な生活がおくれる。また、将来を担う若者や子供たちが希望の持てる行財政運営に努力はなされることを強く希望いたします。

最後に、理事者の皆様を初め行政職員の方々におかれましては、今議会で私がテーマに掲げました町民と行政との視線や意識の格差、それに対する是正に対し、今後、日ごろ業務に当たられる際、町民の方の立場になって考え、行動し、発言のできる職場づくりにもご尽力をされることをお願いしたいと思います。

以上のことをお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（井田義之） 次に、本案に対する反対意見はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見はありますか

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、私は日本共産党議員団を代表して、2009年度一般会計歳入歳出の決算認定に対する賛成討論を行います。

昨年度は年度中に自民党、公明党政権の世界的金融危機対策としての大型補正が追加され、また、政権交代もあり、激変した年でもありました。今、民主党政権は自民、公明政権が従来からとってきた規制緩和市場原理、民営化など、構造改革路線を基本的に継承しています。アメリカと財界言いなりという、この二つの異常を抱える政治を続けてきた旧政権の政治によって、国民生活の貧困と格差は広がり、重大な状況に追い込まれ、これに加え一昨年秋からアメリカ初の世界経済危機のあおりを受け外需頼みの日本経済は、かつて経験したことのないスピードで悪化し、深刻な不安と危機に見舞われています。まさに構造改革の傷跡が全分野的に露呈し、さまざまな矛盾を引き起こしていると言えます。国民や地方自治体に求められているのは、日本経済の軸足を大企業や軍事費を優先させるのではなく、国民の営業や暮らしに移すこと、国民生活優先の内需拡大の経済政策に展開させることは明らかではないでしょうか。

さて、こうしたもとで全国の地方自治体の財政運営も厳しく、本町の町民も極めて深刻な事態に直面しています。このもとで町の昨年度決算は行政改革目標を考慮しつつ、新しいまちづくり

を目指す総合計画を着実に実現してきたと考えています。それは新たな事業として新町の一体化を進める町営バスひまわり号の運行や不況対策と地域循環型経済を採求した住宅改修助成制度、地デジ対応としてのKYT有線テレビ光ファイバー化を全町に広げる事業初め、腎臓機能障害者通院交通費助成補助事業、学校保育園などの耐震工事、妊産婦への無料健診の拡充、PET検診の補助、発達サポート事業、緊急雇用対策事業、森林整備事業、緑の公共事業、加悦地域公民館の図書館を1階に移転させる工事などなど長期計画とともに身近な生活関連の事業も進めてまいりました。そして、地球温暖化対策の取り組みも進めてまいりました。この事業は多くの住民の願いや将来的要望も含めた要求、期待にこたえたもので、大変評価できると考えています。この一方で、合併4年半を経過した与謝野町町政にとって少なくない課題が山積していると考えています。その一つは合併協定の懸案の一つ、地域協議会、まちづくり協議会です。この基本的な目標は新しい時代にふさわしく、まちづくりに欠かせない住民参画の促進、住民の自立、自主を促進することであり、住民みんなで助け合い、支え合うコミュニティ組織をつくり育てることが緊急に強く求められています。

総合計画でも指摘している住民の自覚的、民主的な協働やコミュニティの構築拡充です。これが最も重要な課題であり、外からの強制ではなく、また、自然成長に任せるのでもなく、総合計画などの基本方向を具体的に示し、それに向かって協議を深め、ともにつくっていくことが大事だと考えています。そして、その執行部隊の最前線を担い、中核的な調整役、町政の推進役でもある最前線の職員集団と臨時職員の役割も極めて重要であります。この臨時職員も含め、すべての職員がしっかりとまちづくりの将来像の認識を共有し合い、全職員の能力が発揮されるような行政機構を構築していくことが極めて重要だと考えています。

二つ目に地方財政と自治体のあり方の問題です。一般質問でも述べましたが、地域主権改革という新しい装いの構造改革の動き、政府の地方財政対策や自治体のあり方に対し、全国の自治体から厳しい批判が出始めています。こうしたもとでも長期的な視点に立ち、容易な機械的対応に陥らず不用、普及、無駄な事業の見直しを徹底的に行い、合併特例債などの起債の発行に依存することなく極力抑えつつ営業と暮らし、福祉、教育の充実を図っていただくよう最大限努力すべきだと考えています。

三つ目、貧困と格差が広がる中、暮らしの負担になっている国保税や保育料、就学援助制度、それから、多重債務対策や暮らしの資金、奨学金制度等々、特に低所得者層への対策の抜本的強化が求められています。

四つ目は、深刻な地域経済の対策です。これは関係団体と連携協議、信頼関係を結び、まちづくりの主役は地元業者や農家だという視点に立ち、雇用創出や地域循環型持続可能なまちづくり、当面する緊急対策と同時に長期的ビジョンで行政の主導性も発揮され、抜本的強化に取り組んでいただきたいと思います。

五つ目、大きな問題になっている医療体制や後期高齢者医療制度、介護制度、税務の共同化、ごみの広域化事業など、これについても主権は住民、この立場に立って十分な情報公開と説明責任、プライバシーの保護など、丁寧な対応を貫いていただくことです。今の醸成は政府の一括交付金化問題などの動きや財政健全化などによる地方自治体への指導を援助という名の緩衝統制が今後も一段と強まることは明白だと思います。よって、今後も財政が大変厳しいことを十分考慮

しつつ、町民生活を守る行財政運営を行っていただきたいと強く期待するものであります。また、この間、政府の地方財政対策の実情を見れば、本当に政府が地方自治を守る立場に立っているか否かは明確になってきているのではないのでしょうか。ですから、太田町政の管理職集団一同が町民と町財政を守る、この立場に立って奮闘するとともに、国と府に対し、このすばらしい与謝野町を守り発展させるために言うべきことははっきりと国、府に主張していく、このことが大切だと考えています。

最後になりましたが、この決算は太田町政第1期目の最終年度に当たり、この教訓を2期目の町政運営にしっかり生かしていただきたいと思います。また、町民の中には不況下での苦しみによって、将来不安を根強く抱き、町の行政と公務員への攻撃など、風当たりも厳しいものがあります。この町政の苦しみや傷みを受けとめ共有して、住民の声をしっかり聞くという立場を貫くとともに、町民の潜在的な力、町政参画へのエネルギーを信頼し、町理事者の皆さんが全職員の英知を集め、その先頭に立って国の悪政から住民を守る防波堤としての役割を発揮していただくことを強く期待し、賛成討論といたします。

議 長（井田義之） 反対の立場での討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 賛成の立場での討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第90号を採決します。
本案について原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2 議案第91号 平成21年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

私のほうから改めて申し上げ、お願いしておきます。質問の時間は10分以内、2回以内ということに、今後なりますので、時間厳守よろしく願いいたします。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、簡易水道特別会計につきまして、2点ほどですね、当初説明のときに、それぞれあったと思うんですが、再度、質問をしたいと思っております。

まず、1点は21年度では大きな額の繰り入れがされております。水道課からいただいております資料を見ても、その額の大体3倍ぐらいに近いのではないかと考えているんですが、これは財政調整基金との関係で、こういうふうになっているというふう思うんですが、このことも含めて21年度での特徴的なことは、課長はどのように思われますか、この会計。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 勢旗議員のご質問にお答えいたします。21年度につきましては、事業そのものは新たに新加悦上水道の整備ということで、手がけさせていただきましたが、この分については用地交渉の難航によりまして、繰り越しをさせていただいております。その中で特徴的なことと申し上げますと、やはり国の経済対策臨時交付金が入ってまいりまして、簡易水道会計につきましても、具体的にちょっと申し上げますと公共投資臨時交付金で1億414万2,000円、それから、きめ細やかな臨時交付金で2,300万円といったような多額の交付金が繰り入れとして入っております。それが、これは主に建設費のほうになるんですけども、それから将来的な財政運用上の予備といいますか、備えとして財政調整基金ということで決算上でいきますと、繰入金としては7,000万円というのが財政調整基金として入っているということで、今回については、将来を見越した繰り入れをしていただいたということが大きな特徴だろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 附則資料の223ページですね、有収率に書いてあるわけですが、この有収率も年々、水道課の大変な努力でアップをしております。このことから見ると施設整備や、あるいは管理面でも努力をされてきたというふうを感じるわけですが、現在の電磁式流量計ですね、これとの有収率との関係について、ちょっと課長のほうから説明していただけますか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。資料の223ページですが、この中で、今、議員お尋ねの電磁流量計が設置してある箇所について申し上げます。まず、一番上の加悦水道、加悦水道につきましては、浄水場といたしまして算所、加悦、加悦奥と三つ浄水場がございます。それらに、それぞれ配水池を持っております。その配水池に排水流量を図るための計器を、それぞれ流量計をつけるわけですが、この加悦水道につきましては算所が電磁流量計になっています。それから、その下の与謝水道、与謝水道につきましては、浄水場としては与謝と山河と二つございます。そのうちの山河が電磁流量計になっています。それから、ずっと下へいっていただきまして、三河内水道、それから市場水道、山田水道、石川水道、これらが電磁流量計ということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そういうことであろうと思うんですが、特に、この有収率が最近、ずっと傾向を見ていると年々アップしてきておるといことなんですが、その辺に、特に課として努力されている、このことはございますか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。施設整備については今、申し上げておりますように、配水池に電磁流量計を設置することで、これまでの流量計の制度の問題による誤差、これが少しずつ解消されてきているということで、有収率につきましても徐々に、その整備によってアップしていく傾向にございます。それから、日々の、やはり有収率に一番かかわりの大きいのは水道管の破損による漏水ということになりますが、これにつきましては、前々から申し上げておりますように役場の中央監視装置で夜間の排水量を見まして、その中で漏水があるかないか、ある場合については職員、あるいは業者に委託をしまして、漏水箇所を調査すると。やはり我々自身もそうですし、議会のほうでも毎年、ご指摘をいただいております。少し漏水があつたら、今までですと、

ある程度、大きな数字になるまで、実際に調査してもわかりにくいということがありまして、なかなか調査する時点までの時間をちょっと、大きくなるのを待とうということで、待っていたりしたことがあるんですが、最近については漏水があれば、すぐにでも業者に委託をしまして、より詳細に調査をしてというようなことで、対応をどんどんどんどん早くしているということがございます。そういったことで徐々にアップしているのかなというような思いでおります。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、課長、その辺の努力は可とするわけですが、この表に出ております年間総配水量、あるいは年間総有収率等、これはこれで率は上がっているんですが落ちているという傾向になっているんですけれどもね、この数字で見ますと、総配水量と総有収水量、どちらも年々落ちているという気がするんですが、そのことについては、特に、その要因等、考えられたことはありますか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。総配水量、総有収水量ともに水量がダウンしているということですね。これにつきましては、やはり使用者の方々の使用水量が減っているということが一番であろうと思います。特に近年、大きな傾向としてありますのが、従来の大口需要者の方々の使用水量が減っているということがございますし、それから、やはり人口が少しずつ減少してきている。それから、少子高齢化で、いわゆる水を多く使われるであろう10代から20代の方々の人口がちょっと減っているというイメージがあります。

それから世帯分離で、例えば一家族5人とかでおられた方が、新しく家を建てられて世帯を分けられるということで、ご承知のように水道料金そのものは基本料金付きの少しずつ、量がふえればふえるほど単価が上がるというシステムになっていますので、今まで5人家族で使われた分が、例えば、2人、そこから抜けられますと、料金の高い部分から低い層へ移られるというようなことが最近、多くなっております。そういったようなことが有収水量、総配水量に影響が出ているというふうに分析をしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、課長、最後にもう1点だけ伺いをしたのですが、ことしの春でしたか、ある地区で、いわゆる止水栓の付近から水が漏れるというケースがありまして、課長のほうでも大変ご苦労さんをお願いしたのですが、我々、一般的に、その止水栓までが、止水栓が一つの官民の境になっておるのではないかと、ややもすると、こういう思いがあるんですが、その辺のPRというのは十分できておりますか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。ただいまのご質問につきましては、各個人の給水管の管理の範囲ということだと思います。水道の場合、道路にあります本管から新しく使用されるという方が個人の負担によって水道の本管から宅内へ引き込みをされるということになりまして、その後の管理の問題につきましては、町のほうといたしまして、官民境界で、その区切りをさせていただいています。本来は個人の方が引かれておりますので、個人の方が本管からすべて管理をしていただくということが本当のところであるんですが、やはり公道下で修理作業とか、いろいろとなりますと、負担も多くなりますし、そういったこと。あるいは道路の専用使用、いろんな問題

で、なかなか個人の方の対応というのは大変になってくるであろうということから、従来から官地部分につきましては町が管理をさせていただくというふうにさせていただいています。

ただ、今、ご指摘のメーターのところまでが、公が見たらどうかという思いというのがあると思うんですが、メーターの位置につきましては各個人が思い思いにいろんなところにつけられています。道路からすぐ際のところについているメーターもあれば、奥のほうに入り込んでメーターをつけておられる方もあります。そうしたことで、メーターまでを町が管理するというようにした場合、不公平が生じてくると。

それから、もう一つには、そこまでの民地の中で、例えば庭木があるだとか、石があるだとか、いろんなことをされています。そうした場合に町のほうが、そこを手がけるということになりますと、後々の補償の問題とかいうことも出てまいります。また、それによって金額に大きな開きがあり、それぞれ個々によって違ってしまいうのは、やはり公平性に欠けるという部分もございますので、やはり最初に引かれたのが個人ということで、官地部分については町、民地部分については水道メーターまでいなくても、その部分については個人でお願いします。ただ、このPRについてですが、先ほど、ご指摘ありましたようにちょっとこの春から、そういったことでトラブルがありました。私どものほうとしましても、この機会にいま一度、その管理の範囲についての区分について、何らかの形でPRをしていかなければいけない。周知しなければいけないということで現在、資料づくりをさせていただいているところでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 大変ご苦労さんになりました、この件は円満に解決をしたと、このように聞いておりますが、私、感じましたのは、このケース、この軽度のといえますか、これは課長が出向くまでに十分これは、それぞれ担当者の方でやっていただかんので、その辺の教育を、課長のほうで、もうちょっとしてもらい必要があるのではないかなというふうに感じておられて、ひとつぜひ、課長のほうは、この算所、この新加悦浄水場の等の問題で、大変ご苦労さんになりましたので、ぜひ、そういう役割分担をしながら円滑に、この水道の関係が進むようお願いをしたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第91号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第91号 平成21年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第3 議案第92号 平成21年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。討論を省略し、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第92号を採決します。本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第92号 平成21年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第4 議案第93号 平成21年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番、糸井議員。

14番(糸井満雄) それでは、下水道事業について若干質問をさせていただきたいと思います。

まず、決算報告にもありましたけれども、21年度に入りまして、初めて空水量がなくなつたと、こういうことで、決算報告でもされておりました。昨年度は390万、空水量があったわけですけれども、本年度に入って空水量は、いわゆる使用料等負担金のあれがとんとんになるんですということで、大変結構だろうというふうに思っております。下水道課の接続への努力が、ある程度実ってきたのではないかなというふうに思っております。しかし、中身を見ますと、公共のほうには、公共下水は1,280万円ぐらいのプラスになっておるわけですけれども、特環が、やはり同じぐらいの空水量が出ておるわけです。ですから、特環がプラスになって空水量がマイナスですので、とんとん、こういうことになるわけですけれども、非常にこの特環の、この接続料の、これからの普及促進が大切だろうというふうに思っておりますが、この普及に対して、一般質問で申し上げましたけれども、下水道課として、今後、努力していただかんんと思っておりますが、対策等については考えておられることがありましたら、お示し願いたいと。

議 長(井田義之) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) 糸井議員のご質問にお答えいたします。普及ということでございますので、普及と申しますのは、面整備がどれだけ進んでおるかということでございますので、その観点でご説明をさせていただきます。・・・等につきましては、昨年をもちまして面整備は、一応既存の建物は完了いたしまして、21年度をもちまして、それで既存につきましては100%でございますが、特環につきましては、まだ100%になっておりませんが、これにつきましても合併以

後、予算を配分いたしましたして、過去に地域間格差が激しい下水道事業というふうなご指摘もございましたので、下水道課といたしましては、残りの地区の面整備を早急に、100%にしていくというふうなことを念頭に置きまして、下水道課内で調整し、事業を執行しておるところでございます。それに加えまして、普及は促進できました後に、続きましては水洗化の接続の推進ということになりますので、それにつきましては、過去からは便所、トイレの改修のみの方も認めていくというようなことでできておりましたけれども、そういうことではなしに、環境の浄化という観点から便所の改修ではなしに、便所の改修は費用がかかりますので、その費用がかからない生活雑排水からの接続を、まず、お願いしたいというふうなことで啓発活動を行っております、そちらのほうで、なかなか、そういうご理解いただいて、件数が伸びておるといような状況ではございませんけれども、下水道課といたしましては、そちらのほうに目を向けていただいて、接続の推進をしていただけるように水洗化施策等につきましても、普及施策等につきましても、要項を改正いたしまして、そういうふうなことに、住民の方に、接続の利用がいただけますように下水道課といたしまして努力をいたしておるところでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） そこで、水洗化率の関係でございますが、20年度の水洗化率は全体で62.6%、21年度が。20年度も同じく62.6%、伸びていないわけです、全体では、水洗化率は。内容的に見てみますと、これも公共が、20年度は75%で、特環が56.9%、21年度に入りまして、公共がわずか1.2%、76.2%と伸びておるわけですが、特環は56.9%と、全然伸びていないわけです。それは、いろいろと、いわゆる処理人口がふえても水洗化人口がふえていないということが言えるのではないかなというふうに思うんですが、この、今、私も一般質問の中で、町長のほうから答弁いただきました雑排水の接続を優先していくんだという、そういう指導をしていくというふうに回答もいただきましたし、今も下水道課長のほうからも、そういう意向がありました。

ここで、住宅改修補助金の制度があるわけですが、こういった制度も、この水洗化率の向上に、ある程度、貢献しているのではないかなというふうに思うんですが、この数字を見る限りでは、あまり効果が出ていないというふうに思うわけですが、この水洗化への取り組みの中で、この制度を利用しておられる方は、どのぐらいあるのかなというふうに思うんですが、わかりましたらお示しを願いたいと思います。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。まず、平成21年度におきましては、過日にも答弁させていただきましたが、全体で250件の接続の申請がございました。そのうち55件が3年以内の方でございまして、それを除きます195件が3年を越えて接続をしていただいた方でございます。その3年経過されました195件のうち住宅改修の補助申請を利用いたしました方が65件でございますので、すべての方がということではございませんが、一般住宅が対象でございますので、事業所でとか、そういう店舗は対象になりません。そういうことで、それと町外業者については、対象になりませんので、そういったことで、そのすき間が出ておるといようなことには判断しておりますけれども、195件の3年経過のうち65件ということでございますので、その数字的に、その制度が始まりまして、それが反映をして、それによって数字がふえてお

るというようなことは、今まで分析した中では、なかなか把握はできておりませんが、下水道課として判断しておりますのは、この制度があるおかげで本来ですと、この現下の、この不況、経済対策の経済状況の中で、本来ですと、もっともっと水洗化率が下がってくるところを踏みとどまって何とか現状維持で数字が上がってきておるといふようなことで理解をしております。以上でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ある程度の利用はされておるけれども、なかなか水洗化率の向上には、今のところは、多少はつながっておるんですけども、引き上げていくという、底上げしていくというところまでは、まだいっていないのかなという気がいたしますけれども、引き続いてですね、こういった事業、いわゆる制度の促進を、利用を促しながら、PRしながら、ひとつ今後とも、特に特環のほうにつきましての水洗化率の向上に努めていただきたいなというふうに思います。

前一般質問のときにも申し上げましたように、非常に雑排水を川に流すということが強いては、川の水を汚染させ、あるいは阿蘇海の水質を汚染させているという原因にもなっておりますので、ぜひとも下水道の接続、いわゆる水洗化率の向上については、今後とも特段のご努力をひとつお願いしたいと、今後の下水道課の指導に大きく期待をいたしまして、質問を終わります。よろしく申し上げます。終わります。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 下水道課といたしましては、まず、普及促進、面整備の普及を100%に、まずしていくということとあわせて、この水洗化の接続、これは最重要課題ととらえておりますので、今後も今まで以上に、その接続の100%を目指して下水道課として、課を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 5 番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、下水道特別会計につきまして、細かいことをちょっと二、三点お尋ねをしたいと思っております。

私のほうに、そういうことでお尋ねをしてほしいというので、まず、この設計の中で、いわゆる掘削で単価を設定をされているのに、実際の現場では、これで掘削していたのでは、とても間に合わんということで、いわゆるスピーダー工法でやらざるを得ないと、こういうふうに言われておるのが現実だと、こういうことなんです、いわゆるスピーダー工法で、結局やらなんなら間に合わんと、この辺は課長どうですか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。今おっしゃいましたスピーダー工法と申しますのは、推進工法でございます、もともと開削で設計をしていましたものをスピーダー工法に変えていくというのが、そういう場所がなかなか思いつかないんでございますが、21年度でありましたのは、そういう推進工法、幹線道路で推進工法で設計しましたものを工事をやっていく中で、大きな石垣ができて、その推進ができなくなりまして、開削工法に変えたという事例はございますけれども、そういうことで推進工法といいますのは、・・・的に、どうしても・・・になりますので、

どこでも使うということではなしに、基本は開削で行いまして、あとは専用条件等によりまして推進工法を採用するかどうかというような判断をいたしておりますので、今のご指摘のようなことは、ちょっと思い当たることはございません。申しわけございません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そうしますと、仮にそういう変更がされた場合は、これはもう変更の手続がされると、こういうふう理解しておいたらよろしいですね。

それでは、もう1点、お尋ねをするんですが、例えば、この4トントラックでしか入らないと、こういうところで、設計では10トン車を入れると、こういう設計になっておるところがあるということをおっしゃっておる方があるんですが、当然、この場合も設計変更になると思うんですが、その辺はどういうことになっていますか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。ただいまの質問でございますけれども、詳細な設計内容を、私、把握しておりませんので、その今、答弁することが当たっているかどうかというのは、ちょっと判断できませんけれども、基本的には、そういった場合には変更の対象になろうかというふうなことを思いますけれども、当初の設計の段階での設計の・・・ですとか、そういったこともすべて考え合わせて最終的には判断すべきというふうに思いますので、今、ご質問に対して、今の返答をしましたけれども、それが当たっているかどうかという判断すら、今の時点ではできないというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そういうふうに現場ではおっしゃっておるという事例がありましたので、ひとつその辺も十分課長のほうでは入札に出されるときに十分見ておいていただく必要があるのではないかなと、このように思っております。

それから、もう1点、私・・・ますのは、いわゆる公共升を入れていないのに分担金が請求をされるというケースをおっしゃっておるのがあるんですが、これはそういうことはありますか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。分担金につきましては、基本的に、その土地が面します道路に下水道管が入りまして、その土地が下水道が利用できるようになった時点で徴収をさせていただくということ、賦課をさせていただきますので、公共升の有無は、その判断基準にはなりません。それを判断基準にいたしますと工事のときに、ここは公共升は要らないというふうなことが出てきますので、そういったことにはならないように、公共升がなくとも分担金は徴収するというふうなことで、その工事の都度、そういったことも説明してご理解をいただいた上で、工事を進めておるといふふうなことで理解しております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、課長の答弁にありました公共升の関係につきまして、私はまだ、十分理解ができていないのではないかなと、一般の方がいふふうに思っておりますので、その辺も含めて、そういった誤解を生じないように、ひとつPRをしていただきたいと思います、このように思っております。終わります。

議 長（井田義之） 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第93号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第93号 平成21年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定することに決しました。
日程第5 議案第94号 平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第94号を採決します。
本案については、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第94号 平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定につ
いては、原案のとおり認定することに決しました。
日程第6 議案第95号 平成21年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議 長(井田義之) 野村議員。

1 番(野村生八) それでは、介護保険の特別会計について、福祉課長に質問をいたします。
まず、財政運営状況全体についてですが、過日の補正で、この21年が第4期の初年度とい
うことで、初年度が黒字と、最後に赤字にはなって全体でバランスがとれるので、計画ど
おりという答弁がありましたが、この収支を見ていると、黒字というふうに読めないん
ですが、21年度の運営状況は、どうだったのでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員さんのご質問です。この決算状況を見ておると黒字になってないじゃないかなというようなことでした。今年度の決算におきましては基金への積立金ということで481ページ、決算書の481ページを見ていただきますと7,756万8,000円の基金へ積み立てをいたしております。

それと次のページを見ていただきますと、482ページには実質収支額3,362万4,000円ということがございます。したがって、この基金と、この翌年度への繰越金額を足しますと1億円ちょっとということで、数字が出てくるわけなんです、歳入のほうを見ていただきますと、前年度の繰越金につきまして、決算書のページでは460ページ、461ページにございますように、前年度からの繰越金が1億869万4,000円ということで、21年度決算を見てみると多くの繰越金があって、そして、今は大体1億円ぐらい、基金と22年度への繰越金が1億円ぐらいということで、野村議員としては繰越金があるから、そんなにプラスになっていないのじゃないかなということでの質問だと思います。

481ページをもう一度見ていただきますと7,756万8,000円の基金への積立金の中には福祉基金へお返しするお金4,756万8,000円と、一般の基金へ積み立てが3,000万円と、合わせまして7,756万8,000円というのがございます。したがって、大体、数字を見ておりますと表面上は、この決算ではとんとんになっておるんですけども、今、言いました、この3,000万円の積立金について、この分が黒字分ということになっております。3,000万円まるっぽ黒字かといいますと、そうではありません。大変複雑な構造になっておまして、第4期の中では前年度からの繰越金のうち3,000万円を21年度、22年度、23年度に1,000万円ずつ充てると、このような計画をいたしておりますので、21年度においては3,000万円、しっかり繰り越せたということで、1年間分の1,000万円が21年度決算における積み立てということになりますので、1,000万円相当分が黒字になったと、このように理解をいただきたいというように思います。大変長い説明でしたけれども、このあたりを説明させていただきませんと、黒字ということのご理解がいただけないということでありましたので、説明をさせていただきました。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今の答弁を聞いていまして、返済にしろ、積み立てにしろ、この年度の黒字でされたわけじゃなくて、言われたように前年度の繰越金でされているというふうに思うんですね。ですから、この21年度が黒字ということにはならない、その理由で、ならないのではないかなというふうに、ちょっと私は思います。それはそれとして、いわゆる指摘したように宮津の特養が頓挫をして、サービスができなくなったとかいうことで、計画よりもサービスは減るはずだけれども、今、言われたように黒字ならないということは、全体でサービスがふえたということですが、事務報告の234ページに、その内容が載っているわけですが、言われるように、すみません、233ページに6.4%増になっていますよね。だから、計画よりもかなりふえたのなかというふうに思うんですが、前年度よりふえているんですが、これは計画よりふえたのか、前年度より6.4%ふえたのは、計画より減っているのか、その辺の状況は、どう分析されていますでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この介護保険の会計といいますのは3年間で切りということになっております。したがって、現在の年度、21年度決算を審議いただいておりますので、21年度につきましては第4期ということで21年度、22年度、23年度の、この3カ年を見ていくということになっております。その事業計画につきましては、議員さんお手元に持っておられますように、与謝野町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画という、こういう冊子がございます。この中に実際の介護保険の利用料、また、給付総額を推定しまして、これによって保険料を決めていくという、このようなことになっております。当然、前期からの繰越金も入れてのお話です。そういったことで、この計画書と実際に21度の決算書を見てもみますと、少し議会の中でも報告させていただいたかも知れませんが、計画書よりも全体で7,000万円程度給付費がふえているということで、その分については実際の計画よりも若干利用者が多いかなというように思っております。

議長（井田義之） 野村議員の質疑の途中ですが、ここで昼食ため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、21年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、野村議員の質疑を続行します。

野村議員。

- 1 番（野村生八） サービスが6.4%ふえたわけですが、その内容を見ると施設サービスは97.53%、反対に下がっています。そして、居宅介護が1割ふえ、特に地域密着型サービスが新しく始まったこともあって、64%の大幅増ということで資料にはなっています。そこで、施設について、まず、質問をしますが、まず、この療養型ですね、これが言われているように大幅に前年度から比べて減っているわけですが、これについて、いわゆる介護型はそうでなくして医療型も計画的に減らすということになっています。当初、心配していました療養型に入っておられた方が受け皿がなくて、大変になるのではないかとという事態があったわけですが、これについては、どのようになったのでしょうか、大丈夫だったのでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この療養型の関係です。療養型の関係につきましては、平成23年度中に廃止をされるということで国のほうで決まっております、この近隣の療養型施設についても転換されたという経過がございます。しかし、せんだっての新聞なんかを見ておきますと、療養病床については11年度末の廃止については猶予するというようなことがございます。したがって、与謝野町でもだんだん減ってきてはおりますけれども、そういったものを猶予されるということで若干行き先が心配をしておりましたけれども、これで猶予されたことによって療養型が延びるということで、行き先を変えずに済むということで少し安心をいたしております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） これについては、療養型をなくすことで費用が減らせるということだったんですが、現実にやる中で、単に福祉のほうのお金は減るけれども、医療に移るだけで、医療に移るこ

とによって、かえって費用がふえると、これは前から言われておったわけですが、こういう実態が明らかになる中で、自民公明政権の中で、そういう費用を減すために打ち出したのですが、元に戻していくと。しかし、もう既に、この地域では太田病院もなくなってまして、言いましたように、そこにおられた方は全部、一般病棟にかわっただけなんです。その入っておられた方はどうなるんだろうと不安を抱えながら結局、こういう形で。また、大幅な変更という、非常に場当たり的な、いわゆる、そういう方々の思いは全く関係なしに、お金だけで計算して、そういうことがやられてきているということが、この点でも言えるだろうと思います。それでもう一つの特養のほうですが、これについても大幅な変更が始まろうとしています。まず、特養のユニットと、今、大部屋とがあるわけですが、これについて、どのように違うのか、費用の違いと、それから入っておられる方の人数の比率等々、内容をお答えください。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ユニットと大部屋の違いということです。大部屋につきましては一部屋当たり、4人当たりの部屋ということになっておりまして、近年はすべてユニット式になっております。ユニット式はどのようなものかといいますと、大部屋に対しまして個室ということで、プライベートを守るということから、近年では、もうすべてユニット方式にかえられているという状況です。

次に、値段の関係、入る費用の関係なんですけれども、この費用については本当に品物を、例えば一つ買うような、だれが買っても同じという値段にはなっておりません。介護保険につきましては、介護度等によりまして、負担する金額が違ったり、また、食費が違ったり、居住費が違ったりするということがあって、なかなか、どのあたりを説明させてもらいたいということ。今、思っておるんですけれども、ユニット方式と多床室、大部屋との違いということで、一つ例を、私自身、中間ぐらいで持っている部分があります。要介護3の方で住民税が課税されておる方については、例えば、特養については利用料、居住費、食費なんかを積み上げますと大体13万円近くなります。しかし、この低所得の方につきましては、高額介護費用でありますとか、食費の減額等がございますので、単純にそのあたりの低所得、非課税世帯で年金収入が80万円以下の方を、ちょっと例に、私、計算しております。その場合でいきますと、大部屋につきましては、そういった費用額が約3万7,000円です。これに比べましてユニット方式に入っていただきます、個室になりますと6万2,500円ぐらいになるということになっております。

それから、比率なんですけれども、この決算資料の235ページを開いていただきますと、235ページの、この一番下側の表なんです、ここの施設介護サービス受給者月平均というのがございます。ここで介護老人福祉施設というのが、特別養護老人ホームということで196.2人ということで、一月に196人入っておられるわけなんです、このうちのユニットには48名、それから、大部屋には148名ということで、単純に計算しますとユニットについては全体の25%、それから、大部屋については75%というような比率になっております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 個室と大部屋とでは、かなり料金の違いがあると、個室がまだ、この地域では少ないという実態だろうと、今の答弁で思います。

それで、この点についても、国は今まで個室しか認めないと言ってきましたが、これが大部屋も認めるという方向に変わりました。これは結局、個室に入れない人が多数生まれているという事態が言われていますが、国の審議会等々で、そういう実態は、この地域ではあるのかなのか、この今、148人大部屋で、48人個室と言われましたが、こういう実態はどうでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この実態ということなんですけれども、相談なんかを聞いておりますと、やはりこの大部屋につきましては、先ほど報告させていただきましたように、個人負担の差というのがあります。どうしても個室と大部屋とは違います。そういった中で、具体的に何名が、そういった、ユニット型に入れないから大部屋を待っているんだというようなことは把握はしておりませんけれども、ないことはないというように思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 実際、私も相談を受けた中で、個室に入ると、これだけという形という中で、個室はちょっと無理だというふうな事例もありました。本来は国が今までやってきた、これについては個室を維持するということが人権の上でも非常に大事だろうというふうに思いますし、太田町長も早くから、特養をつくるときに、野田川の虹ヶ丘をつくられるときに、当時は大部屋でないと認められなかった、反対だったわけですね。大部屋でありながら、実際に住まわれるときに、人権を守るために個室というつくり方をされ、先進的な取り組みをしてこられたわけですね。しかし、ここに来て、やはりこれが変えられる、原因が、これだけの費用の格差が生まれて入りにくい人がいっぱいいるというのが国でも問題になっている。ここは、やはり大部屋を認めるということではなくて、反対、この格差を減らす、なくしていく、だれでも個室に入れるようにしていくことこそが大切ではないかなというふうに思われます。特に今回、また、特養を新しくつくっていただくわけですが、これについては、どのようなお考えなのかも含めてお聞きをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今回の旧加工場跡地の特別養護老人ホームの建設につきましては、60床ということで計画をいただいておりますけれども、この特養につきましては、すべてユニット方式ということで、単価は高いということになっております。そういったことで、今後については、そういったことで、大体、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、多少、大部屋なんかもつくっていく方向でというようなことがありますけれども、私は、あまりこの部分は進んでいかないんじゃないかなというふうに思っております。これはやはり、なぜユニット方式ができたかという経過を考えてみますと、やはりプライバシーを守るといようなことが大きな項目であるかなというふうに思っております。また、前のように大部屋に4人ほど入れてしまうということになりますと、やっぱりプライバシーが守りにくいというようなことがあります。したがって、議員さんおっしゃられましたように、そういった部分については、やはりユニット方式で、これから施設整備がされる中で、個人負担金の差というのが、先ほど言いましたように、かなり差がありますので、そういった差を詰めるという詰めて、個室でも利用しやすい方向で負担率を下げるのかといった制度がつけられればいいかなというふうに思っております。これは担当課としては、もうそのあたりの整備が若干プライバシーを守るといことと、負担金の制度のほうがち

んと追いついていない部分かなというように思っておりますけれども、やはり担当課としては、その部分の負担額を少し応援するような施策が国のほうでしていただければ、それが一番ありがたいというように思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そうだと思います。町長にお伺いします。さっき課長は、進まないのではないかとおっしゃいましたが、私は進むのではないかと思うんですね。というのは市町村から大部屋も認めてほしいという要望が出されている。そして、もう一方では格差を是正してほしいと、個室の部分を下げしてほしいという要望も市町村は出されています。そういう中で、国が格差は下げずに大部屋を認めるという方向に動いたわけですね。そういう中で市町村は仕方なく、そうなら大部屋をつくっていかざるを得ないという、実際に入られる方のことを思えばということになるわけですね。この辺は、太田町長としては、やはり今まで進めてきた立場からいっても、今の課長の答弁から見ても、国に対して、そういう大部屋を認めるというよりも、個室を進めるために個室の料金を下げるといふ方向で、ぜひ働いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） お答えしたいと思いますけれども、何かをするときに、これしか認めないというやり方について、むしろ私自身は、ちょっと疑問を感じています。お年寄りさんでも大勢の人がいないと不安で寝られないとか、そういう金額の格差は別として、そういう方もおられるので、自分がどういうところに入りたいかということの選択もできるような余地を持った中で、入ろうとされる方がある程度選べるという、認定がなければもちろんあれでしょうけれども、そういうことが、まず、大部屋しかだめだとか、個室しかだめだとか、症状によっては、いろんな要望がありますので、まず、そのことを認めてほしいなと思うのと、今おっしゃったように、そのことによって格差が、金額的な格差が出てくるということについては、やはり是正をしていただけるような、そういう、入りたくても金額が高過ぎて入れないという、そういうことが出てこないような、そういうことを、ぜひ国にはお願いしていく必要があるかなというふうに思っております。

実際に、ユニット方式を取り組むというときには、たまたま、前にも言ったかわかりませんが、京都府に国のほうから来ておられました高齢の方たちの、課長が、それを国に持って帰って、そういう方向に世の中の流れもなっていましたし、そういう方向を打ち出されたということがございますので、そういう意味では、やはり現場に合った対応ができるような、そういうシステムに、ぜひ是正していただくようなお願いも、今後も上げていく必要があるかというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 町長の言われる、確かに選択というのは大事ですが、現実には、さっきもありましたが、個室に入りたくも4倍の大部屋があって、個室は非常に限られていると。もう一方では、今、言われましたが個室に入りたくも料金のために選択できないという、そういう今までの経過の中での今の現状から始めているわけで、そういう点では引き続き、今回も個室だということなんで、そういう個室をもっとふやさなければ、そういう要望にこたえられないということと。料金を下げなければという、こういう方向ですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、

再度、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう是正を求めていく、国に求めていくという努力はさせていただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それとですね、特養については当町では増設が認められてこなかったと、今回、認められるわけですが、その基準に参酌標準というのがあります。これはどういうもので、この21年度は何%になるのか、お聞きします、課長。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 以前、全員協議会の中で地域共生型福祉施設整備計画ということで、議員さん方にお配りした資料がございます。この1ページをめくっていただいたところに、国の参酌標準というのがございます、これは施設整備をするに当たって、その市なり町が、これぐらいの基準でやったらいいというような基準です。特別養護老人ホームの、ここで資料を見てみますと、国の参酌標準につきましては37%ということで、介護度が2以上の人を分母にしまして、施設利用者を分子に置くということで割り返すと、37%という参酌標準で実施をして、国のほうの指導がございました。与謝野町につきましては、この第4期の計画を立てる段階では41.4%ということで、国の基準よりも大きいという、高いということになっておりまして、施設入所者が多いということです。21年度決算を見てみますと、利用者数から見ますと43.7%ということで、第4期の計画を立てたときよりも2%ほど上がっているというような現状でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 療養型が14人ほど減っても、この数字ですね。それが、もしなくなっていなかったら、さらに2%アップしているということで、国が特養を認めないという基準がこれで、しかし、こういう与謝野町の実態の中でも待機者が180人も出ていたということですから、全く今まで国がやっていた自公政権の時代の、特養を認めないというやり方が、いかに介護保険があっても、実際に使えないということを進めてきたか、被保険者にかぶせてきたかということは明らかだと思うんですが、今回、これが撤廃されるということになります。こういう点では、今後、まさに、そういう実態に即して新しい政権では、さらに進めていただきたいというふうに思っています。

時間がありませんので、次に回します。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは介護保険につきまして、2点ばかり質問をしたいと思っております。まず、1点目は、資料の233ページにあるわけですが、この中で、いわゆる介護保険認定者の生活実態につきまして、私は、特に私どもが相談を受けたり、いろいろお話を聞いております中では、この2号被保険者にかかる方が非常にご苦勞をされていると、こういうふうに思っているんですけども、担当課では、その辺はどういうふうに見ていらっしゃいますか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 資料の233ページを見ていただきますと、上から2番目に2号被保険者、保険

者の状況というのがございまして、1号被保険者数、22年3月31日現在が第1号被保険者1,410名、2号被保険者35名ということで、35名の方が2号被保険者で介護認定を受けております。この認定につきましては、現在では、この40から64歳の方でございまして、国のほうで決められております特定の疾病の病名がついていなければ介護保険が使えないというような状況でございます。そういったことで、そういったきちんとした15疾病に該当しておられた場合については介護保険を使っていただくんですけども、なかなかこの15疾病の病名がつかない方については、このあたりは介護保険としては使えないと、このようになっております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それは使えないというのはわかるんですけども、それぞれのご家庭の状況を見てみますと、非常にお若い方なわけですから、大変、一家の柱であったりですね、あるいは非常に働いてもらわなん階層でありますだけに、非常に、この階層がご苦労をされておるなというふうに、私は見ておるんですけども、その辺は担当課はどう見ていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 確かに第2号被保険者につきましては40から64歳の方ということで、この方が介護保険を使わなければならないということは、だれかに支援をしていただかなければ一般の生活ができにくいという状況でございます。したがって、今、議員さんがおっしゃられましたように仕事についても、十分な仕事ができないとか、それから、動きについても、十分な動きができない。そしてまた、お若いということがあって、これから先の不安なんかもあるということで、そのあたりは大変、1号の方に比べまして、そういった不安が大きいというように担当課のほうでは理解をいたしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これは、ここに出ていないんですが、課長のほうでは、いわゆる保険料の階層別ですね、これで、いわゆる利用状況のわかるような資料はつくっておられますかどうかといいますのは、これを見ないと、それぞれの家庭が、どういう状況の負担になっているかということがはっきり見えてこないわけなんです。したがって、このこれまでからも指摘がありましたように、いわゆる低所得者の世帯ほど、いわゆる要介護の実態がはっきりしていると言われるんですが、その辺について、そういう資料というのは課長、おつくりになっておりますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 結論から申し上げますと、そういった資料は持っておりません。資料の中で236ページに、この9段階の段階表がございまして、平成21年度の本算定の時期の階層別、ここ被保険者数を見ていただきますと、ここに第1段階が71名から第8段階が46名、合計7,266名の方が、この被保険者数としてお世話になっておりますが、この方々の、先ほど議員さんが質問をいただきました、この方々で、どこの階層の人が介護保険を使っているということについての分析表については、持ち合わせておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それから、もう一つは、家族といいますか、居宅のサービスの状況を見ようと思えますと、いわゆる家族構成別に見た介護度がどうなっているのかなということがはっきり出てこないんですが、この介護や生活の中で、特に困難を抱えられている世代や、ややもするとひと

り暮らしということで非常にご苦勞をされている世帯が、よく見えるわけですが、そこで、例えば、一つの見方として、この認定患者数は、これ233ページに書いてありますね、これから施設サービスの利用者、これを、いわゆる在宅の部分を引きますと1,445人から299.3人、それから810.9,これを引きますと、大体23%ほどの方が利用していないというふうに読めるわけですが、私は、この23%というのは、ちょっと大きいのではないかなということ、その裏には10%ぐらいは実際の今の費用の関係で、認定は受けているんだけど、介護保険が利用できないと、そういう人があるのではないかなというふうに、ちょっと見れるんですが、このところは、課長、どうですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 認定を受けた人で利用していない人が23%ほどということでご案内いただきました。これを見ますと、資料といいますのが、同じく決算資料の233ページと235ページを見ていただけたらなというように思っております。235ページには一番上側に居宅サービス、それから真ん中が地域密着サービス、そして、施設介護サービスということで、一番下側の数字を足していきます、すなわち居宅介護につきましては787.7人、それから地域密着型60.9人、そして、施設の利用が284.8人を、合計足しますと1,133.4人ということになります。この1,133.4人を、先ほど勢旗議員がおっしゃっていただきました233ページの22年3月31日現在の2号被保険者を除いた数字、1,410で割りますと、約80%ということ、20%の方が認定を受けて利用をされていないという構造になっております。これは確かに議員、おっしゃられましたように費用が、費用負担が発生するということから、介護認定を受けても利用できない方があるというようなこともおっしゃられておりましたけれども、やはり与謝野町では独居でおられる世帯がございまして、都会のほうに息子さんとか、娘さんがおって、いつでも利用ができるように介護認定をとりあえず受けておけやという格好で受けられるケースも、かなりあります。そういったことで、実際、自分は使う気がないんだけど、都会のほうの息子や娘が心配して、とりあえず受けておいたらいつでも介護保険のサービスができるよということ、受けられるケースがあるんですけども、そういったケースが与謝野町では結構あるというようなことで、全く、このサービスの一部負担金が払えないから、これだけ、20%の人が使っていないですということには一概には言えないというように思っております。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、続きまして福祉課長に質問します。この235ページに、それぞれの支援ごとのサービスの人数、先ほどから出ていますのを書いてありますが、要支援1と2を見ますと在宅介護で200人、地域密着で3.3人と書いてありますが、施設については、そういう内訳はないんですが、施設についても要支援1、2の方がおられるということ、よろしいでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この施設サービスにつきましては、要介護1以上の方以外は使えません。しかし、これは介護保険制度が始まって、その始まる前に特別養護老人ホームに入所をされておられた方

については、特例で要支援というか、介護が低くても使えたという経過がございますけれども、現在では要介護1以上でなければ施設サービスは使えないということになっております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） それで、この要介護1、2の方も含めて特養には入っておられるということだと思うのですが、再来年、第5期になるわけですが、このときは医療のほうも改正の時期ということで、再来年は介護と医療と両方とも大きな変更がされるということになっております。これに向けた協議の中で、先ほど言いました二つの点に加えて、こういう要介護1、2についても介護保険から外したりですね、あるいは生活援助ですね、家事のお手伝いみたいな生活援助については、地域支援事業に変えていくという、こういう論議が今されて、事実も確定になっていくような話になっております。こういう問題も非常に大きな変更で、大変な事態になるのではないかなというふうに予測しておるんですが、療養型をなくすと突然、言われたときにも、どうなるんだろうと不安に思いましたが、それ以上に、どうなるんだろうと、いわゆる特養も追い出される可能性もあると。あるいは町にしてもですね、地域支援事業は、この会計の後のほう側は、介護保険の3%という上限の中でしか事業ができないというふうになっておるわけですが、こちらに生活援助を持ってこられも、それでは対応できないという実態ではないかなというふうに思っておるんですが、こういう、この21年度の実績から見て、こういうことが、もしやられた場合に、介護保険体制というのは、一体どうなるのかという点について、課長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 野村議員におかれましては、いろんな方面からニュースなんかをとっておられるというように思いますけれども、町のほうには、国のほうが、こういうように決定して、このように実施しなさいというような報告資料が来て初めて実施するということになっております。確かに今おっしゃっていただきましたように、それが事実、今までの介護サービスの分が地域支援事業のほうに回しておられると、やっぱり枠がありますので、枠を超えた分のサービスができにくいというようなことがございますけれども、平成23年度いっぱいが検討ということになっておりますので、恐らくそのあたりも含めて今後、一定決まっている部分と、今後、検討していかなければならない部分というのが、今後、出てくるというように思いまして、また、そういったことが、国のほうが、基準が次期、第5期の計画が、このようにかかりますよというような報告が決まった段階では、また、議会のほうにも、こういった状況ですよということで報告をさせていただきたいというように思っております。今の段階では、こういうように変わるからどう思うかと言われても、実際には、それがもう少し先ということでもありますので、そのあたりの答弁につきましては、控えさせていただきたいというように思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 最近の国の進め方はですね、本当に間際になってからしか内容を明らかにされないと、そのために市町村の事務が振り回される、職員が多忙の中で本当に大変な変更の事務をしなければならぬというのが常態化しているように私は思っているんですね。それは政権が変わって、変わるかと思えば、中には変わった部分もあるんかもしれませんが、変わっていないところが大きいんですね。ですから、言われたように、国から言われてから始めるのでは、全く間に合わないというふうに思います。これは町長に聞くべきなのかわかりませんが、できるだけ早

く、そういう動向はつかんでいただいて、やめるべきことはやめなさいと、伊藤議員が一般会計の討論で言われましたが、そういう声を上げて早目に、実態に合わないものはやめていただくということにしてもらわないと、打ち出される内容が遅いこともあります。実態に合わないという、もうお金だけで考えられるというのが引き続き、続いているわけで、こういう町民の、こういう介護を守っていくと、しかも、それだけじゃなくて、現状でも苦労されているわけですから、大変な思いをされているわけですから、よくしていかないと、これはもう成り立たない、介護保険制度は成り立たないと思いますが、町長は介護保険制度は、もう絶対みたいな答弁を多田議員の質問に言われましたので、成り立つような形で残していくという方向で努力してもらわないと町民の思いでは成り立たないと、さっき言いましたように、入りたくても入れないのが当たり前で国ではやられてきてたということですから、この辺について再度、お考えをお聞きます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この介護保険が導入されて、そして、もう相当の期間がたっております。そうした中で、いろんな矛盾点が先ほど来、出る出ているような中身も出てきておりますので、やはりこれらについては今後の、将来へ向けて安心して暮らせるような、そうした手だてをやはりきちんととっていただくように、我々からも声を上げていく必要があるというふうに思いますので、そうした努力をさせていただきます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ふえている居宅介護のサービスの中の生活援助が町に回されて、3%がふえなければ、また、町の負担がふえるということにもなっていきますし、十分その辺はものを言って、よりよくしていただきたいということを指摘して、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第95号 平成21年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第7 議案第96号 平成21年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第96号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第96号 平成21年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第8 議案第97号 平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議 長(井田義之) 野村議員。

1 番(野村生八) それでは、国民健康保険特別会計について、保健課長に質問いたします。

まず、この21年度の保険税については、率等々は変更なかったと思うんですが、そのことと。それから、税の推移ですね、前年度に比べてどういう状態になったのか、この点についてお聞きをいたします。

議 長(井田義之) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) 野村議員のご質問にお答えいたします。税率につきましては、平成20年度に改定いたしまして、21年度につきましては同じ率を使用させていただいております。お尋ねの国民健康保険税でございますが、21年度決算額といたしましては5億9,178万9,000円というふうなことでございまして、前年度、20年度と比較いたしますと3,143万8,000円の減額ということでございます。

議 長(井田義之) 野村議員。

1 番(野村生八) 収入が減ったということで大幅減額、そういう中でも税率を上げずに頑張っていたらと、実質負担する者からいえば、引き下げということになるんだと思うんですが、そのために一方では、いわゆる赤字ということになったと思います。赤字額が実質は幾らか、収入と支出の差は黒字になっているわけですが、実質の赤字は幾らと見ればいいのでしょうか。

議 長(井田義之) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) ご発言のように21年度につきましては、一般会計から支援という形で1億円の繰り入れをしていただいております。そういった中で歳入歳出形式収支といたしましては1,064万5,000円というふうなことでございます。そういった中で、単年度収支につきましても533万7,197円というふうなことでございます。そこで、実質単年度収支といたしましては基金の積み立て、それから、基金の取り崩し等を差し引きいたしますと8,883万5,000円の赤字というふうなことで認識しております。

議 長(井田義之) 野村議員。

- 1 番（野村生八） これは与謝野町だけではなくて、別に与謝野町の国保の被保険者の人が医療費をたくさん使って赤字ということではなくて、もう全国が、こういう状況に、この年度、ことしもなっていますよね。結局、一般質問で指摘したように、国が出すお金が半分になっているのに加えて、そして、都道府県が独自に出していたものも大幅に減らされていると、2000年を境に、これが奈落の底に落ちるほど減らされて、今や実際に、当初は出していないところ2件ぐらいだったのが、今は出していないところが35件ほどになっていると、京都府もゼロになっています。こういう部分が全部、被保険者にかぶってきて、あるいは、会計を運営している市町村にかかってくるという中で指摘しているように、大幅な引き上げが、もう今年とから始まっているというのが実態だろうというふうに思っております。

今、先ほど言われましたように、与謝野町では引きか上げを回避するために1億円入れていただきましたが、これでいつまでも維持できるわけではないので、基本的に、こういう部分を変えなければ、本当に、これ保険料がどんどん引き上げられるという事態になっていきます。こういう点について、課長、今後の見通しは、この21年度、あるいは22年度を見渡してもどうでしょう。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。平成22年度といたしましては、先ほど申し上げました21年度、繰り入れいただいた、一般会計から繰り入れていただいた分のうち5、200万円を財調の基金のほうに積みさせていただきました。そういった中で、22年度当初での、国保の財調基金残高が1億9、900万円ほどあると思っております。

22年度につきましては、税率も上げさせていただいてないという中で、今後の見通しを立てるのが非常に難しい部分はあるんですけども、何とか基金でもってやりくりをしていきたいというふうに思っております。

そういった中で23年度、24年度と、どうなっていくんだろうというふうなことなんですが、同じような額で、1億円単位での赤字を繰り返すことになると、基金もすぐ費やしてしまうということになりますので、ある程度、年次計画を持ちまして、保険料の引き上げというものも考慮しなければならぬというふうに、現段階では考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 市町村がね、頑張ろうにも頑張り切れない実態が、やっぱりあると、お隣の宮津市では、水道料金20%引き上げに続いてですね、国保税も大幅引き上げということが言われました、議会で。やっぱりそれはですね、別にその市町村に責任があるし、保険者に責任があるんじゃないかと、こういう形で運営されたら、もう避けようがないという実態だろうと思います。それで、もう1点、保険料が大変な事態になると思われるのが、国保の一元化、いわゆる国保を市町村から都道府県単位にかえるという話が今、かなり進んできています。これも大幅引き上げになるんじゃないかと思えるんですが、これがなった場合に保険税はどうなるでしょうか、課長。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。現在、国のほうで75歳以上の高齢者医療制度改革、後期高齢者医療制度の改革が議論されております。その中で、先ごろ中間案という形で占めされたところがございます。それにあわせて、国保も広域化の議論が並行する形で議論されてい

るところでございます。

それで、その広域化の、国の方針といたしましては、先ほどご発言がありましたように、75歳以上の高齢者医療とともに、都道府県単位の財政運営とすることが不可欠であるというふうなことでございます。その理由といたしまして、市町村国保の財政基盤を考えると、高齢者のみならず全年齢を対象に国保の広域化を図ることが不可欠であるというふうなことでございます。

そこで、ご発言にありましたように、じゃあ保険料の算定方式はどうなるんだというふうなことでございますが、この件につきましては、現在、先ほど議論が進んでいるという中で、京都府でも議論が進めておられまして、近々、市町村担当者等を集めまして、どこまで具体的な話になるかわかりませんが、説明会が行われるというふうなことを聞いております。そういった中で、具体的な話を聞いてみないと、今の状態では新聞報道等で知るレベルのことですので、詳しくは申し上げられません。そういった中で説明会を聞いて、説明によりまして、その中身を理解といいますか、勉強していきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 当然、都市部ではですね、医療が充実してて、どんどん医療費が使える、病院に行ける実態にありますけれども、田舎では、行きたくても行けないという実態の中で、いただいている資料を見てもですね、いわゆる市内に比べて地域の医療費の格差、もうかなり広がっているわけですね。それが一律の保険料で徴収されるとなったら、少ない医療費のところは当然、大幅に上がると。これは後期高齢者のときにも実感してますよね。同じことが、この国保でも起きて、今でも大変な中で、さらに保険税が上がるという実態にもなりますし、もう既に、そのことが打ちだされてきているわけですが、今の答弁だと。

もう一つは、市町村の財政基盤を考えると言われましたが、実際の赤字の大きいのは大都市なんです。小さい町より大都市のほうが赤字が大きいということで、全くそれは当たっていないと。だから、この点についても、いわゆる後期高齢者と同じような形でやられると、引き続き21年度も大変な中で、税がこれだけ、言われましたように3,000万円以上上がった実態の中で、収入は下がるのに保険税が上げられるということになります。もう一つには、今、繰り入れ1億円いただきましたが一本化で、繰り入れは認めないということも打ち出されてまして、京都市でもかなり繰り入れがされています。そういう繰り入れがなくなるだけでも、かなり保険料は上がるわけで、実際の上がる部分がどれだけになるかというのが、非常に不安が大きい実態があります。

町長にお聞きしますが、安易に広域化すれば大丈夫だとか、うまくいく、これは先ほどの介護保険でも、ほかの問題でも同じように、安易にそういうふうにお金の計算だけで進められますが、実際の町民の暮らし、被保険者の実態、医療の実態、そこから組み立てていただかないと、本当に田舎では大変だと、地域切り捨てになるというふうに思えますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） そういう点は十分考えられるというふうに思います。そうした中で、どういう形になるか、まだわかりませんが、こうした地方の小さい町の状況というのを、やはり正確に知っていただいた上で判断をしていただくような声も上げる必要があるかというふうに思っております。介護保険のときにも、そういう感がいたしましたので、そうした点には、十分意見を申し

上げたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） それでですね、受けたくても医療が受けられない実態があるということを指摘しましたが、その端的な例が21年に起こったわけですね、与謝の海病院の脳神経外科が休止という事態が起こって、21年に入る前だったんですが、21年度は、これは再開すべきだということで、署名運動をしたり、府長にかけあったり、いろいろする中で、途中からようやく、11月になってからでしたかね、再開がされました。これが、その後どのような状況になっているのか、保健課長にお聞きします。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。ご発言にありましたように、与謝の海病院の脳神経外科診療体制の変更について、ご報告申し上げたいというふうに思います。

昨年の11月27日から、それまで休診状態にありました脳神経外科につきましては、京都第一赤十字病院と、それから舞鶴医療センターのご協力の中で外来診療、また、手術等の体勢をとってきていただいております。それが22年4月30日をもって、京都第一赤十字病院が協力期限が終了したというふうなことを踏まえまして、5月1日から診療体制の変更となっております。その概要を申し上げますと、外来診療でございますが、舞鶴医療センターから脳神経外科医の派遣を受けて毎週2日、木曜日、金曜日の診療をいただいております。

加えて、毎週火曜日、与謝の海病院の院長、関本院長が脳神経外科医ということもありまして、火曜日は院長が外来をさせていただいておるというふうな状況でございます。それに加えて、救急初期対応体制といたしまして、舞鶴医療センターと必要に応じて搬送、場合によっては、与謝の海病院へ脳神経外科医の緊急派遣を行うというふうな、緊急オンコール体制というものを確立しておられます。この緊急オンコール体制といいますのが、与謝の海病院への派遣、担当医師をあらかじめ指名待機していただいております。常時、脳神経外科医によるコンサル、患者搬送の受け入れを依頼することができる。また、緊急時には与謝の海病院へ脳神経外科医を派遣する体制を構築するというところでございます。

また、ホットラインを配置しまして、CT画像等を送ることによって緊急手術の必要性など、診療協議ができる環境を整えるという形で、5月1日から、この体制でお世話になっているというところでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ようやく診療体制が、元には戻らなかったわけですが、当初よりも休診状態からくれば日赤の援助で再開ができたと思ったわけですが、結局、それは4月30日までであったと。

当初、日赤から来たのはなぜかと言えば、舞鶴医療センターからは無理だということで、府立も無理ということだね。日赤から来ていただいた経過があるわけですね。また結局、それが、また日赤から舞鶴医療センターにかわったわけですが、医療センターのお医者さんがふえて、支援ができるようになってかわったわけではないわけですね。結局、この4月30日までに比べれば診療体制は後退しているということは、幾らオンコールとか、どうこうあってもね、明らかだというふうに思うんですね。深刻なのは冬に向かってドクターヘリは飛べないというのが、今か

ら始まるわけです。これはやっぱり早急に与謝の海の脳神経外科を、日赤からのときよりも、さらに充実させてほしいと思っておたわけ、反対に後退しているわけで、ドクターヘリの実態から見れば、早急に緊急手術できる態勢に取り組んでいただく必要があると思いますが、これについても町長、府との関係では、ぜひそういうことでお願いしていただいているのでしょうか。よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 直接お願いするということにはなっておりませんが、今後につきましても引き続き、こういった医療体制を整えていただくような、そういう要望はしております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 受けたくても医療が受けられない実態にありながら、保険料は一元化で、市内と同じように上げられる、これは認めるわけにはいかないというふうに思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

最後に、国保の一部負担金について保健課長に質問します。

一部負担金というのは、病院に行ったときの医療費の3割なり1割なり、一部を医療費として払うわけですが、この一部負担金について、当然、国の法律で市町村でできるということになっているわけですが、実態がほとんどされてないということで、一般質問でも取り上げました。あのときに指摘していましたが、もう既に、いろんな形で問題化されていて、国のほうでは、これについて今後、改善がされるという見通しがあるということを指摘してきましたが、現実によい改善されるようですが、その内容について保健課長、お聞きいたします。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。まず、先ほどの答弁でちょっと不足があるといえますか、答弁漏れがありましたので、ちょっとつけ加えさせていただきますと、与謝の海病院の診療での10月からの体制なんです、先ほど言いました5月1日現在での体制について申し上げたんですが、10月から神経内科の医師を府立医大から派遣していただくというふうなことに、常勤の医師を派遣していただくというふうなことを聞いております。それによりまして、神経内科で対応できる脳神経疾患の約70%については、神経内科のほうで対応ができるというふうなことで、脳神経外科という直接的な診療科ではございませんけれども、そういった体制も10月からとられているということで、ちょっと報告が漏れておりまして、失礼いたしました。

それから、お尋ねの一部負担金減免についてでございますが、議員おっしゃいますように9月13日に厚労省のほうから都道府県を通じまして、減免の一部改正について通知がございました。その中身といたしますが、一部負担金減免といたしまして震災、風水害、火災、その他、これらに類する災害により死亡、障害者となり、または、資産に重大な損害を受けたとき。それから、干ばつ、冷害、霜等による農作物の不作、不良、その他、これらに類する理由により収入が減少したとき。事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときというふうな理由の中で、減免できる認定基準といたしまして入院、療養を受ける被保険者の属する世帯。

それから、生活保護に定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額、生活保護基準ということでございますが、その基準によるということでございまして、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯ということと。それから、減免の期間については1カ月単位の更新

制で3カ月までを標準とするという一定の基準が国によって示されました。それによりまして、与謝野町でも、既に、この一部負担金減免についての内規を持っておりまして、それと、この国の示した基準とを照らし合わせてるところなんです、この基準、国の示します基準よりも与謝野町の場合、幅広い中での基準となっております。そういった中で今回、国がきちっと示した基準に添わず改善とするのか、どういった改善が、どうできるのかというふうなことをちょっと研究している最中、研究し始めてるところというところでございまして、府内市町村の状況も見ながら進めていきたいというふうに、担当課としては思っているというのが、今の現状でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、答弁にあったような基準はありますけれども、21年の実績はないというのが、あのときの答弁だったというふうに思います。そういう21年の実績と今回の国の、こういう現下に基づいて、やはり根本的に変えていただくということが必要だろうというふうに思っています。それで、あのときの答弁では財源が、国からの財源がないのでという理由がありました。今回は財源があるというふうに思っていますが、いかがですか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） この基準に当てはめると、特別調整交付金で2分の1補てんするというふうなことがございます。ただし、先ほど言いました国の基準に見合う分の範囲で補てんするというところで、幅広い基準を設けた場合には、国の基準でいく対象は狭められてくるということになります。その辺も含めて、どこまでどう与謝野町としての基準を広げていくのか、行かないのか、その辺を整理したいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 診療体制がないために、診療が受けられないということに加えて、収入がないために受けられないという、こういう事態があったわけですが、あとの部分についてですね、こういう新しい形で、そういうことのないように効果的な形で、ぜひよろしくお願ひします。終わります。

議 長（井田義之） ここで、午後2時55分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時38分）

（再開 午後 2時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行いたします。

与謝野町国民健康保険特別会計決算についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第97号 平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第9 議案第98号 平成21年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） 異議なしと認めます。

これより議案第98号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第98号平成21年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第10 議案第99号 平成21年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、時間も大分迫ってきてますので、立場上、できるだけぜい肉を取って質問させていただきます。

初めに、後期高齢者医療にかかわって、先日は老人の日ということで、敬老の日ということでありまして、ことしの敬老の日の前に水戸市で開かれた高齢者大会というのがありまして、このスローガンは、もちろん全国の老人会の組織が参加しておられるわけですが、ひとりぼっちの高齢者をなくそうというのが合言葉で、孤立の壁を破って大同団結して高齢者の底力をともにくっつけていこうということで、みんなで一緒に安心して暮らせる地域社会をつくろうと、これが私が注目したところでありまして。こういう社会情勢になっているということを踏まえて、幾つか質問したいと思っています。

1点目はですね、現在の制度の仕組みについてです。その前にちょっと簡単に、今のこういう制度に発展した経過をちょっと述べておきたいと思っています。

ご存じのように、全世界的に言えば、多くの先進国の、特にヨーロッパなんかでは、ほとんど医療費というのは、教育費もそうですけれども、ただなんですね。こういう無料化になっているということと。日本の場合ですね、この日本の場合ですと、70年代には日本でもご存じのように高齢者が、お年寄りが無料になるという、こういう時代がありました。これはどことも言いま

せんけれども、80年代半ばに臨調行革路線が大きく取り上げられて、ご存じのようにこれが全部解体されていったというのが今の医療制度にかかわる、また社会保障にかかわる問題で、大きな後退が始まります。これが歴史的な後退というふうに言えると思います。

そこで、経過を踏まえ、ずっとあった上で一昨年ですね、2008年4月から、この後期高齢者医療制度が始まったということなわけですが、ここで概要を、現在の制度の概要を、次の質問とのかかわりがありますので、概要を説明願えたらと思っています。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。後期高齢者医療制度の仕組みといたしましうか、についてでございますが、ご承知のように、この医療制度につきましては、平成20年度から創設されております。加入者といたしましては、75歳以上のお年寄りが、全員が加入していただくというふうなことでございます。

医療の負担につきましては、現役並みの所得がある方につきましては3割負担、それから、その他の方につきましては1割負担というふうになっております。

それから、保険者といたしましては広域連合ということで、京都府後期高齢者医療広域連合が保険者となっております、京都府内のすべての市町村が加入しているということでございます。

それから、この医療保険制度の財政構造といたしまして、公費として50%、それから、若者世代からの支援ということで、後期高齢者支援金といたしまして40%、それから加入者、お年寄り自身のご負担ということで10%というふうな形での財政構造というふうになっております。

その他、入院に際しての高額医療費でありますとか、さまざまな取り決めがございますが、主に国民健康保険等の医療保険に準じた形で仕組みがつくられております。以上でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。結局、要訳して言いますと、高齢化がどんどんこれから加速度的にふえるわけで、ことし、昨年ですかね、もうかなりの、2、30万人ですか、既に加齢されて、非常に急速なテンポで進むと思います。そうしますと、75歳以上ですから、当然、医療費が莫大にかかってくるわけですね。そうすると保険料を払って、そして医者にかかる、そうすると負担が、またふえるという構造は悪循環になるので、どんどん保険料は上がるという仕組みの制度になっています。このことについては、いろいろと細かい展開があるかと思いますが、これほどにして、次の質問に移ります。

1点目は、私は気になっている点なんで教えてほしいわけですが、後期高齢者制度が始まって2年になるわけですが、3年目に入るわけですが、いわゆる健康診査、健診ですね、これにかかわってお伺いしたいと思っています。この制度ができてですね、実は75歳以上は別枠で切り離されました、健診がね。40歳から74歳までは、今、有名なメタボリックシンドローム、いわゆる症候群ですね。この部分のいわゆる健診に特化されました。言いかえますと、今まで健診として、病気の早期発見とか、いろんな項目があったんですが、それがやめられて、これに集約されたということですから、ちょっと危険なんですね。非常に不安なところがあるんですね、健診自体。こういうことがあったわけですが、健診についてもう1点、課長にお伺いしたいんですけども、健診の今の状況、75歳以上の健診はどういう状況になっているのか、この間の点をお伺いしたい。その前にちょっと言っておきます。

京都の場合ですと、2007年のとき、いわゆる始まる前ですけれども、制度がね、19.3%だったんですが、2008年の段階で17.2%になっています。ちょっと、この後はどうなっているのかというのが、直近のはわかりませんが、本町の場合はどういう状況になっているのか、かなり高いと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 高齢者の方の健診についてお尋ねでございます。平成20年度、この後期高齢者医療制度ができて、先ほど言われてましたように、各保険者が行う特定健診という制度にかわりまして、高齢者の方の健診につきましては、任意という形で、努力義務というふうになりました。

そういった中で、与謝野町といたしましても、それまで従来から集団検診という形で年齢、年代を問わず健診を行っていた経過がございますので、高齢者健診という形を残しまして、それで特定健診と同じメニューでもって、胴回りといいますか、腹囲ははかりませんが、その健診のメニューで継続して実施しているということでございます。その健診にかかります費用については、一部広域連合のほうで補助していただいているという実態でございます。

それから、率にいたしましては、21年度で14.8%ということでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 時間がありませんから、次の質問に移りたいと思っています。

二つ目は、保険料の問題です。全国的にも、この制度は、先ほど冒頭言いましたように、どんどん上がるだろうということで、想定どおりどんどん保険料は上がっています。そこで、本町の場合は、京都で連合なんですけれども、実際の保険料は幾らで、本町の場合は特別措置をしてもらって段階的に上がるという仕組みなんです、その点を説明、お願いしたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 保険料についてお答えいたします。21年度決算におけます与謝野町の後期高齢者医療の保険料でございますが、収入済額を被保険者数で割りますと、21年度が3万1,263円でございます。ちなみに20年度は3万1,914円ということで、600幾ら安く決算同士の比較では安くなっているというふうな状況でございます。

そこで、お尋ねの保険料につきましては、20年度から創設されまして、20、21年度につきましては、同額のと申しますか、均等割額、所得割率とも同額、同率で算定しております。22、23年度からは、ことしの春の当初予算のときにもご説明させていただいたと思いますが、均等割額、それから所得割率につきましては、改定がされているというふうな状況でございます。その中で、お年寄りの負担をできるだけ避けるというふうなことから、それまでの年度の剰余金、それから基金を積んでおるものを投入いたしまして、保険料のアップを極力抑えるというふうな施策が取り組まれまして、京都府下の一人当たりの保険料といたしましては、ほとんど同額で推移したというふうなことでございます。

その中で、先ほどご案内のように、不均一の保険料につきましては綾部市以北、与謝野町まで7市町につきましては医療費の地域格差がございますので均等割額、所得割額についても低く設定されております。

それで、先ほど決算額で申し上げました3万何がしかの金額になります。それを京都府内一律

で当てはめてみますと、7万円ほどの保険料ということですので、半分以下ということでの保険料ということには現在なっております。ただし、この不均一課税につきましても、6年間で均一の保険料に持っていくという法律がありますので、2年ごとの改定で3段階で上がって行って、府内と均一の保険料になっていくというものでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、課長から答弁があったように、結論から言いますと、京都の、この町の場合ですね、京都府水準でいうと、府下全体でいうと7万円と、それが3万1,000円程度ということですから、半分以下のね、これは当然、算定根拠というのは、医療費をどれだけ使っているかと、この地域が。これがベースになったのではないかというふうに思いますけれども、これが本町の場合、医療費が非常に少ないのに6年後には、7年後になりますかね、には完全に7万ベースに上がっていくという問題ですね。これは非常に大きな課題だというふうに思っているんです。もちろん暫定処置がされたことは、ないよりもよかったわけですがけれども、ここは非常に大きな課題だろうというふうに思うんですね。問題は、もう一つこの点で言うておきますと、民主党さんは、野党のときは直ぐに変えなきゃいけないということを言って、本来ならできてなきゃいけないですね、ところが政権を取った後も、4年間はできねえという話だったんです。それに加えて、その間、負担はどうするんだという議会の中での論議の中で、それについてはちゃんと補助するという、この約束も実は去年はできないという中で、結局、ばんそうこう張りみたいなことを一部してますけれども、基本的に、ここでも約束破りがあったということで、二重の公約破りを行っているということを指摘しておきたいと思っております。これがあれば大分負担も軽くなっただろうしというふうに思いますので、その点を指摘しておきたいと思っております。

時間がありませんから、次の短期証の問題でお伺いしていきたいと思っております。

実は、その短期証もね、後期高齢者医療制度が始まってから非常にどんどんふえてる傾向になります。ちょっと簡単に言いますとね、今年の、去年ですね、いわゆる21年度ですか、20年度比でいいますと、概算で1.7倍にふえているんです。そこが非常にあるので、京都はこういう数字になっています。2009年ですから、去年ですね。去年から、ことしの8月の段階を見てみますと、去年は196件です。京都全体で。ことしの8月は237件こうなってます。この点は本町の場合は、どうなのかという点をお伺いしたいと。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 先ほどの保険料のところちょっと表現不足がございました。6年間で均一の保険料に持っていくということを申し上げましたが、京都府下での保険料率に持っていくということですので、保険料の額に持っていくということではなくて、それぞれ地域によって所得も違いますので、率を掛けて保険料を出すと、同じ率を掛けても保険料は低くなる場合もあります。6年間かけて、京都府内同じ率を使うように持っていくという意味で均等割額と所得割率の数字を同じに持っていくという意味でございまして。

7 番（伊藤幸男） それはどういうことなの、金額で、結果的に言ったらどういうことが想定できるわけ、今やったら。今だったらどういうふうに想定できるか、そういう答弁をしてな、わからへん。

保健課長（泉谷貞行） 先ほど7万何がしかという京都府下の保険料の額を申し上げましたけれども、こ

これは現在の率を使った京都府内の数字であって、それを22、23年度均等割額、所得割率を同じにしても、京都市内ほうで100万円収入がある人が率を掛けると、これだけの税額になりますけれども、こちらのほうでは50万円の収入しかないので、同じ率をかけても保険料は低くなるということです。要するに額と率を同じに6年間で、3段階で引き上げていくという意味のことを申し上げたかったんです。すみません。

それから、短期証についてお尋ねでございますが、先ほど申されましたように22年8月1日現在での発行者数につきましては、京都府内全体で237名という数字を広域連合のほうから聞いております。その中で与謝野町につきましては5人というふうに聞いております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これについてもね、いろいろとお尋ねしたいわけですが、時間がありませんから、もう1点だけお伺いしておきたいと思っています。

問題は、今、一番関心が高いのは滞納の、今、傾向が非常にふえているという指摘も出ています。この点では本町の場合、それから言い出したらあれなんで、本町の場合だけ教えてください。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 後期高齢者医療の保険の収納関係でございますが、決算参考資料の44ページにその収納の関係の表を載せております。それにつきまして、率で申し上げますと、現年度分が99.17%というふうなことでございまして、昨年が、平成20年度が94.35%というふうな、普通徴収の収納率ですが、94.35%ということで、府内最下位というふうな大変不名誉に記録をもって、大変ご迷惑をおかけしたんですが、21年度につきましては99.17%というふうな、普通徴収の収納率も改善いたしまして、府内上位から4番目というふうな形で改善しております。

それから、滞納繰越分につきましても、先ほど申し上げました20年度の多くの滞納繰越額につきましても、課を挙げて収納対策に取り組みまして、ここの資料に上げております、65.60%の収納率を上げてございまして、現在での未納件数は16件というふうになっております。以上です。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありませんから、この短期証の発行の問題や滞納問題を含めて考えるときに、多くの全国的な、こういう団体のね、取り組んでる団体の方がおっしゃってますが、所得が低く、保険料を払えない高齢者がふえていること、この結果ですね、もう通院できないために手おくれとかね、こういうことが、以前にも述べましたが出てきているということと。

それから、最後に、新制度についてね、私は時間がありませんからあれですが、次の機会にまたやりませうけれども、非常に大きな問題があるんじゃないかと思っています。その点でどうですか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 新高齢者医療制度についてでございますが、ただいまの時点では、新聞報道等によります情報しか持っておりません。それによりますと、中間案として先日取りまとめられたところでございます。その後、議論を尽くされまして、今年度中に最終取りまとめ、そして、来年

になって法案提出され、25年4月をもって新しい高齢者医療制度が施行されるというふうなスケジュールになっております。その中で、大きく新制度の方向性といたしましては、従来、この後期高齢者医療制度の批判となったことについて、改善がされているというふうなことでございます。

まず、年齢で区分しない。保険証も現役世代と同じになるというふうなことで、1,400万人といわれる後期高齢者の方が国保、あるいは従来の被用者保険のほうに移るというふうなことになっております。それで、新しく国保に加入されても、75歳以上で今の、先ほど説明しました財政の仕組みも残しながら、国保での運用が都道府県単位でされるということでございます。

それで、国保と一体化することによりまして、お年寄り自身の納税義務がなくなり、国保としての、その世帯主課税ということになりますので、そういう負担感がなくなることでありますとか、世帯全員で、所得による軽減判定をしますので、そういった面で改善されていくというふうな情報を持っております。

ただ、それについて今、言いましたように、中間案としての新聞報道での情報しか手元にございませんで、今後また、具体的な担当者会議なり、そういうものが繰り返えされながら煮詰まっていくといたしますか、というふうに今の時点では理解しております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） あれですね、結局、今の論議をずっと見てますと、国レベルのね、政府の論議を聞いてますと、負担増になるか、医療費の抑制をするか、二者択一のように言っているんでね。このるつぽから逃げられない、ここが今の政権の最大の弱点だと思います。以上で終わります。また随時、この問題が具体的になったときには、また、取り上げさせてもらいます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第99号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第99号 平成21年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第11 議案第100号 平成21年度与謝野財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) 異議なしと認めます。

これより議案第100号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第100号 平成21年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第12 議案第101号 平成21年度与謝野町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番(糸井満雄) それでは、水道会計について、もう時間も大分遅くなりましたので、簡単に一、二点質問させていただきます。

監査委員さんの報告にもございましたように、21年度の財政状況並びに経営成績につきましては、おおむね良好という評価を得ております。この資料でも見させていただいてもですね、21年度の決算では供給単価並びに給水原価ともに改善が、若干ではありますけれども、図られてきております。したがって、経営的には、いい方向に向かっているのではないかなというふうに思っております。

ただ、気になるのは給水人口の減少、並びにそれに伴って配水量並びに有収水量が減少、毎年減少の傾向にあります。

したがって、こういったものが、今後の影響に、経営状況の中で大きな影響を及ぼすのではないかなという懸念がございます。そういった点で、こういった状況を、今、水道課としてはどのような認識をされているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

議長(井田義之) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) 糸井議員のご質問にお答えいたします。今、ご指摘がありましたように、有収水量については、年々減少傾向にあります。この減少傾向が、このままずっと続いてしまいますと、今、ご指摘がありましたように、水道事業の経営に大きく影響してくるということになるわけですが、ここ数年来、徐々に減少幅が狭まってきているという感じになってきておりますので、ある程度下がり切れば、そこからは横ばいになるのかなというような思いではおります。

ただ、そうは言いますが、このままだとどこでとまるかということについては、私のほうも不明ですので、これについては非常にちょっと難しい問題が残るかなという気ではおります。

それから、先ほど給水原価のお話がありました。水道事業会計につきましては、蛇谷の浚渫がある年とない年とで、全然その給水原価がかわってまいります。

蛇谷の浚渫がある年、昨年、20年度がそうでしたかね、20年度では上がってますし、21年度はなかったということです。22年度では、まだありますので、また上がってくるとい

う繰り返しになろうかと思えます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 給水原価については、今言われましたように事業の計画の内容によって、多少幅が出てくるだろうというふうに思いますけれども、22年度の4月からは料金アップがされましたし、その分はある程度カバーができるんじゃないかなというふうに、私は希望的な観測を持っておりますが、今後とも、こういった動向には十分注意しながら、安定した経営に向けて、ひとつご努力をお願いしたいなというふうに思っております。

また、ちょっとかわりますけれども、質問が。ちょっと教えていただきたいのは、未収金が3,391万6,226円あるんですが、これの内訳をお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ただいまご指摘の未収金についてでございますが、ご承知のように、水道事業会計につきましては3月末日で決算を打つ関係で、他の会計のように出納閉鎖期間の5月31日というのがございません。したがって、3月分の水道使用量が丸々未収金として上がってきているということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それが一番大きなものだろうと思うんですが、それにプラスですね、私は、滞納金も一部含まれておるんじゃないかなというふうに思います。そこで、滞納金については若干質問をいたしますと、21年度の滞納額が、現年度分で26万8,100円。

それから、滞納繰越分として295万1,096円、合計で321万9,000円ほどあるわけですが、これざっと資料で見ますと110名の方の滞納と、こういうことになっておるんですが、この方の水道はですね、すべてとめられておるのかどうか。3カ月の滞納があった場合はとめるというふうに聞いておりますけれども、そこら辺の実態はどのようになっているのか、お問い合わせをしておきたいと思えます。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。決算資料の249ページの収入未済額の欄でございます。これは、先ほど決算を3月31日で打つ関係というふうな形で申し上げておりました。未収金の額と、ここの額とは違っております。と申しますのは、決算資料につきましては、あえて特別会計と同じように5月31日現在の数値を入れさせていただいております。したがって、金額が合っていないことを、まずご承知おきをください。

その中で、現年度分、まず現年度分でございますが、現年度分につきましては、今ご案内ありましたように、3カ月あきますと給水停止という形になります。現在、これは8月31日現在の数字ですが、この現年度分26万8,190円が、8月31日現在では8万5,835円まで減ってきております。しかしながら、それだったら5月末になりますので、なか6、7、8ととりまして、今現在残っておること事態がおかしなことになると、そこが給水停止がかかっているかということになるわけですが、実は、この使用者、いわゆる未納者の方とお話をさせていただきまして、私どものほうが判断する中で、どうしてもやむを得ないなという部分につきましては、この現年度分を滞納分として置きかえて、次の月から現年の、また当来月分きますね、当来月分プラス、この中から一部納めていただくという制約方式に切りかえた関係があるんです。そうい

ったことで、現年分がきっちり100%入ってくるということにならない場合があります。それから、行方不明になられた方というのもございまして、その方については、現在の所在が不明ですので、その料金を徴収しようにもできないという部分も、この中に含まれております。

それから、その下の滞納繰越分295万1,096円ですが、これは8月31日現在で284万941円という数字にかわっております。これにつきましても、先ほど申し上げましたが、先ほどのは現年分ですので、今後の滞納分については、例えば制約金額を、例えば5,000円とおっしゃっておった制約金額を、若干、例えば2,000円に、今月はさせていただきますでしょうか、そういうふうな形で減額した部分もございまして、この中にも行方不明者の方もあるということです。ただ、総体的には翌年度に、さらに膨れることのないような形で努力はさせていただいております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今、聞いておりますと、行方不明者以外は、一時金ですか、少しもらって、いただいて給水をしておると、そういうふうに理解をさせていただくわけですが、水道水といいますと、やっぱり生活にかかわってくる問題がございますので、全面給水停止ということになってきますと、これはまた問題にもなるだろうというふうに思いますので、一つそういう面で、弾力的といいますか、そういう、できるだけ少しでも水道料をいただいて、全面給水停止という事態にならないように、一つお願いをしておきたいなというふうに思います。

これも、しかしながら、滞納額も結構、今も248万円というふうに言われておりますけれども、かなりやっぱりこれもふえつつあると、昨年度から見たら若干減ってはいるわけですが、これもなかなかゼロということにはならんようでございますので、一つその辺、十分今後の業務の中で一つ回収に努力を願いたいなというふうに思います。以上、質問終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありますか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） すみません。お疲れのところ。水道会計について1点だけ、ちょっと私の見方が違うのかもわかりませんが、教えていただきたいと思っております。

最後のページに補てん額が書いてあるんですが、その補てん額を計算しますと7,955万7,592円となっております。それを収支的、支出をあのもんしてみると7,939万6,592円となるんですが、私の見方が違ったらこらえていただかんんですが、これはどういうことなんでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。まず、決算書の640ページをお開きください。

ここに資本的収入及び支出ということで、収入、支出をそれぞれ掲げさせていただいております。

ここで、支出の決算額1億5,211万7,592円と、収入の上ですね、上の決算額7,256万円、この差引額が、この640ページの表の下に小さい字で資本的支出に不足する額7,955万7,592円というふうにご覧いただけます。この部分を先ほど指摘のありました最後のページ、672ページの補てん財源明細書で補てんをしとるわけですが、この一番上の損益勘定留保資金、補てん額（ハ）のところですね、この（ハ）のところ、まず

7, 433万1, 027円を補てんさせていただきまして、それに不足する額については、一番下のその他ということで、消費税資本的収支調整額、この522万6, 565円、この二つで補てんをさせていただいたら、この7, 955万7, 592円になるという形の補てんをさせていただいております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 補てんはわかるんですけども、資本的収入から資本的支出ですね、あのものすると7, 939万6, 592円になるんですけども、ここでは確かに7, 955万7, 592円になっております。この辺が、ちょっと私、この収入と支出の足らずを補てんするのではないのでしょうか。そこがちょっと教えてほしいんですが、私の、この決算書を見せてもらっとるのに、ちょっとそこが何でこうなるのかなというのを思ったんですけども、違います、見方が違ったらこらえてください。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。641ページの上の収入については、決算額7, 256万円、この数字を使っていたくことになりまして、支出については、これも決算額ですが、1億5, 211万7, 592円、これを差し引きしていただきますと、79557592になると思うんです。考え方といたしましては、収入に対して支出で不足する部分については補てんをすることです。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） わかりました。合計額と決算額を見ておった違いということですか。すみません、わかりました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第101号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第101号 平成21年度与謝野町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

ここで午後4時まで休憩します。

（休憩 午後 3時45分）

（再開 午後 4時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

日程第13 議案第110号 財産の取得についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、議案第110号につきまして、質問をさせていただきます。

この問題はですね、京都府から丹後織物工業組合の旧加悦の加工場跡地を購入をするわけですが、この土地につきましてはですね、副町長がよくご存じで、旧加悦町の時代からですね、府から購入を強く要請されていた物件でございました。しかし、用途がなかなか決まらない中で購入が難しかったものであります。

私も、近隣が住宅地でございますので、公害が出るような施設では困るなど、こう思っていた中で、今般、福祉施設に決まったということは大変よかったですのではないかなというぐあいに思っております。

そこでですね、何点か財産の取得に当たりまして質問いたしたいと思っております。これは一般会計の補正予算でも質疑をされましたんですけども、そのときに質疑をすればよかったんですけども、私はちょっと質疑に加わっておりませんので、今回改めてですね、何点かまたお聞きしたいと思っております。

今般、丹後織物工業組合から購入をされた京都府の、もともとは土地でございました。京都府もですね、織物工業組合から買われたときに、不動産鑑定士を多分入れられて、単価を決められて購入をされたんだろうというぐあいに思います。今般、当町も不動産鑑定士を入れられて単価を決められたというように聞いておりますけれども、この京都府が買われた単価と、今回、当町が買った単価、その下落幅というのが、どれぐらいになったのか、計算しておられたらちょっとお聞きをしたいなと思うんですけども。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私のほうからお答えをしたいと思っております。まず、議員から与謝野町が不動産鑑定士を入れられたかのようなご発言がありましたけれども、本町といたしましては、不動産鑑定士は入れておりません。補正予算の審議のときにも申し上げたと思っておりますけれども、京都府が2社、二つの不動産鑑定士の方に鑑定評価を依頼されました。京都府としましては、その2社の鑑定評価の平均値を採用して、平米当たり1万4,100円という金額を設定されたところでございます。

それから、京都府が丹後織物工業組合から買収をされたときの金額との差額をおっしゃっていただいたかと思っております。京都府が丹後織物工業組合からは平成10年に、全体の面積ですが、3億7,400万円で購入をされておられます。平米当たり換算をいたしますと2万700円ということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） はい、わかりました。私は、当町がですね、不動産鑑定士を入れられて、購入に当たってですね、どれぐらいで買ったらいいのかなというぐあいなことを検討されたんかなと思ったら、京都府のほうはもう入れられて、京都府のほうで指導されたと、こういうことですか。わかりました。

続きましてですね、この資料といいますか、この表をちょっと見せていただきますとですね、

面積は1万8,069.11平米というぐあいになっておりますね。これは加悦区と加悦奥区と2区に分かれておりますよね。非常に、これ僕もちょっと計算しましたんですけども、非常に微妙なところがございます、加悦区が9,218.29平米になりまして、加悦奥区が8,850.82平米でございますね、何と加悦区が51%で、加悦奥区が48.99%というぐあい、非常に微妙な数字になったわけですけども、これは恐らく偶然であろうというぐあいに思うんですけども、これ行政のほう果たす役割かどうかはちょっとわかりませんが、この施設について、加悦区と加悦奥区との区割りといいますかね、そういったことは、もう区同士の話し合いというか、施設につきまして、その辺は行政がどうかかわっていくようになるのでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議案書に取得しようとする財産の表示がございます。今、議員が質問されましたように、加悦奥区と加悦区にまたがって1万8,069平米でございます。

加悦奥区と加悦区との境目といいますか、買収に当たっての境目というのは、特に町のほうに間に入って、ここを境目にしようとかいう調整はいたしておりません。議員もご存じだと思いますけれども、現在、未利用の、草が生えてます、今回、福祉施設に転用する施設、部分と、工場の部分はフェンスで仕切られてまして、さらにそのフェンスの外側に水路があらうかと思えます。この工場のほうでは最後の生産ラインの増設が、まだ一つ残っておりまして、それを含めても、今のフェンスところで十分製造ラインの建屋が立ち上がるということで、基本的にはフェンスのところでもって、境目といたしてあります。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 確かにですね、私も毎日通りますから見ておりますけれども、フェンスが一応、境目になると。フェンスから加悦奥区と加悦区と、こういうぐあいに位置とすることですね。

豆腐屋さんは加悦奥になりまして、今度新しく建てられる福祉施設は加悦区になると、こう考えてよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） このフェンスのところ、加悦区と加悦奥区の境、きちっと境になってるかと申しますと、そうはなっておりませんが、大体、アバウトな話になりますけれども、フェンスのところ、大体、工場のほう側が加悦奥区で、フェンスの外側といいますか、そこが加悦区という考え方は大体合ってるんですけども、厳密にいけますと、そうはなっていないと思います。大体の考え方としては、それでいいかと思えます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 区としてもね、いろいろ区費とか、いろいろな区の行事でありますとか、そういう関係がいろいろ出てくると思うんですね。いろいろ協賛をしてもらわなかんようなことも出てくると思うので、その辺を、どう頼んだらいいのかなということは、これは別に区長さんから依頼されたわけでもなしに、私がごく自然に考えたことなんですけれども、わかりました。

それとですね、これ、まだ具体的に、どういうぐあいなレイアウトになるかというのは、まだわからないということを福祉課長のほうからちょっとお聞きしましたんですけども、この地域

はですね、ご存じとは思うんですけども、近くに加悦中学校があり、加悦小学校があり、加悦保育園があり、また学童の施設もございます。

教育長、どちらかという、この地域は文教地域といいますかね、学校がたくさんある地域でありまして、施設に勤められる従業員の方もかなり多いと思うんですね、今回。もちろん施設に入られる方も多い、訪問される方も非常に多いということで、交通量の問題が、ちょっと気になるなというぐあいには思っておるんですけども、また加悦中学校では、あの前でいつもロードレースの何か、陸上競技の人が練習をされておられるんですけども、この辺ですね、駐車スペースですね、大体どれぐらいを確保へしようと思っておられるのか、その辺について、わかればお聞かせいただきたいなと思うんですけども。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、具体的に設計をしております、まだ、具体的なレイアウトについては、町のほうに報告をいただいておりますけれども、最初の予定では、このスペースに125台程度の駐車スペースを設けるという計画で進めております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） はい、わかりました。質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第110号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第110号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。ここで資料配付のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 4時12分）

（再開 午後 4時15分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第14 発委第1号 与謝野町議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

本案については、議会運営委員長より提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長（秋山 誠） それでは事務局のほうから議案を朗読させていただきます。

発委第1号 平成22年10月1日 与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会運営委員会委員長 伊藤幸男

与謝野町議会活性化特別委員会の設置について

上記の議案を別紙とおりに地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

以上です。

議長（井田義之） 提出者より、提案説明を求めます。

7番、伊藤委員長。

議会運営委員長（伊藤幸男） それでは、ただいま議題になっています与謝野町議会活性化特別委員会の設置についての提案説明を行いたいと思います。

次のページをめくっていただいて、このもとに基づいて若干説明を補足して行いたいと思います。

1点目は名称です。名称は冒頭に申し上げたように、与謝野町議会活性化特別委員会というふうにします。

二つ目、設置根拠については、若干、全協で説明がございましたが、そのことをちょっと若干変更して委員会条例のもとで行うということで110条及び委員会条例ということできさせていたいただきたいと思っています。

三つ目は、設置目的ですが、ここに簡単に書かれていますように、議会の活性化及び改革について調査、検討を行うためというふうになっています。少し全協でも、かなりありましたので、ちょっと整理した形でもう一度述べておきたいと思っています。

非常に景況も含めて、非常に深刻な情勢の中で暮らしと営業が大変で、その中でですね、議会と議員に対する厳しい批判と同時に大きな期待が高まっています。このもとで、今回の活性化特別委員会をつくろうというのが議運の中で協議して合意されたものであります。大きな目標は具体的には、その今、述べた設置目的で進めていただいたら結構なわけですが、特に条例等々の問題も懸案課題の一つであろうと思います。ただ、それを結論として持つのではなくて、十分な論議の上に立って到達的に、そうなり得る要素はありますが、条例を先にありきという形で決めるつもりは、私自身としてはありませんので、そういうふうな提案にしたいと思っています。

その主な役割ですが、この間、論議をされていますように、一つは徹底した議会情報の全面的な公開開示を進めるということが一つ。また、住民の声を聞く、こういう場を設けるなど、住民との接点を多様な形で設けて、住民の声を議会に反映させていくという役割があるのではないかと、いうふうに思っています。

三つ目は、議会の議員間ですね、議会議員の間でも意見交流や協議を行う、そういう場を設け、激動する、この激減する日本と地域社会にふさわしく、政策と学習、こういう活動の向上を図っていくということが必要ではないかと思っています。

そして、主な問題といえば最後にですが、理事者からの反問権問題も今、大きな課題の一つになってますので、このことも協議として進めていけばというふうに思っています。

以上、簡単ですが、そういうことです。目的については。

あと、4番目に戻りますけれども、4番目に委員の定数ですが、8名としておきます。

概要を申し上げますと、会派は会派ごとに代表が1名。無会派の無所属といいますかね、会派に属さない方、4人おられますので、2人選出したいと、これを詳細にはあるでしょうけれども、議長のほうから、またあると思いますが。

5 点目に設置期間については、調査研究が終了するまでということをお願いしたいと思っています。ご賛同いただきますよう、全協も開きましたので、十分だと思いますが、よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） ただいま伊藤委員長から提案説明を受けました。
質疑に入りたいと思います。
委員長提案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
伊藤委員長、ご苦労さまです。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより、発委第1号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、発委第1号 与謝野町議会活性化特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
ここで暫時休憩します。
名簿を配付いたします。

（休憩 午後 4時21分）

（再開 午後 4時23分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
お諮りいたします。
ただいま設置されました、与謝野町議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7号第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） 異議なしと認めます。
したがって、与謝野町議会活性化特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。
ここで改めて名簿を発表させていただきます。
糸井満雄議員、伊藤幸男議員、今田博文議員、多田正成議員、杉上忠義議員、塩見晋議員、山添藤真議員、以上7名の議員にお世話になります。
ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 4時24分）

（再開 午後 4時28分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開します。

先ほど、議会活性化特別委員会で互選していただきました、その結果が届いておりますので、事務局長より報告いたします。

事務局長（秋山 誠） それでは報告いたします。

議会活性化特別委員会、委員長に今田博文議員、副委員長に糸井満雄議員、以上でございます。

議長（井田義之） 以上で、与謝野町議会活性化特別委員会の設置についてを終了いたします。

次に、日程第15 請願第1号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書を議題とします。

本案については、産業建設常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

11番、小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） それでは、ただいまご紹介いただきました産業建設常任委員会に付託いただきました案件につきましての審査結果をご報告申し上げたいと思います。

レジュメを読ませていただいて、報告にかえさせていただきたいと思います。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

受理番号は1番で、付託年月日は平成22年9月1日でございます。

案件は、件名は米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書でございます。

審査の結果としまして、趣旨採択すべきものということで、委員会の意見として別添資料でございます。

1枚めくっていただきまして、審査状況をご報告申し上げたいと思います。

1. 付託案件としまして、請願第1号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書。

2. 審査の経過、（1）平成22年9月1日、上記案件を本委員会に付託されました。

（2）平成22年9月7日、午前9時30分から委員会を開催し、付託された案件につきまして、紹介議員、今田博文議員の出席を求めて説明を受け、質疑を行いました。

（3）平成22年9月14日委員会を開催し、慎重に審査を行い、採択すべきものか否か諮りました。

3番としまして、主な内容は次のとおりでございます。

これは（3）の9月14日の委員会の抜粋でございます。

引き続き読ませていただきます。

政府が米の市場介入に、価格に介入するのは食糧法にはない。備蓄米の円滑な運営を図るために買い入れを行うとある。意見書提出には反対。

備蓄米は98万トン、備蓄の目的は不足時における安定供給であり、価格維持ではない。戸別補償制度は定額部分1万5,000円の補償と、下落が大きいときには、さらに変動部分の補償がある。

生糸も暴落を防ぐための借入制度があったが消滅した。過日の日本経済新聞に一つ、農業政策は当事者だけの議論で消費者の視点がない。

二つ目に、8兆5,000億円の農業総算出額に対し、国や自治体が4兆6,000億円も税

金を使っている。そんな産業はどこにもない。

三つ目に、日本の水田の4割は生産調整をしている。増産分を輸出に回すとなどとあった。

日本の主食であり、国土保全の面から余剰米をどうすべきか、米政策対策を考えるべき、町の住民として意見書を出すべきだということです。

1枚めくっていただきまして、冷静に農地を見たとき、減反は手の回らないところとなり、イノシシ、シカなど地域は滅亡しかねない。請願事項を一部変更した意見書を出すことが可能であれば、請願は採択すればいいと思うが、米の値段は、まだまだ下がると思う。

農協のデータでは、昨年、全国生産量831万トンのうち36%（301万トン）の集荷量、京都府では7万6,300トンのうち23%（1万7,567トン）が集荷実績。大部分は個別販売を確立されている。

農業は手厚い施策であるが、JA価格が下がると個別販売もJA価格が参考となり売りにくい。意見書を渡す方向で。意見書を出すと毎年することとなる。買い入れに税金を使うことになる。政治的絡みもあるが、国土保全食糧問題であり、大きな課題。

4番目に、審査の結果としまして、付託された案件につきましての採択すべきものか否か諮った結果、多数決により趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が審査報告でございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

議長（井田義之） ただいま、小林委員長より採択の報告がありました。これに対しての質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 大変お忙しい中をきょうまで、委員会で真摯に議論をされましたということございまして、小林委員長に、まず敬意を表したいと思っておりますが、ちょっと理解ができませんので、教えていただきたいと思っております。

まず一つは、この趣旨採択をすべきものと、趣旨採択をすべきものと、こうなってますね。私どもが今まで思っておりましたのは、請願は採択か不採択しかない。それと、非常に、この米価の問題は、今、差し迫ってきとるわけですわね。米はもうとれた、それで、政府は次の手を打たなんだから、どうにもならんところへ今、来ておるんですね。しかし、それが、趣旨採択という意味がですね、どうも私は請願でなじまような気がするんですが、そこは委員長どうでしょうか。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 趣旨採択ということにつきましては、この請願書はですね、請願事項としまして、一つには、年産にかかわらず40万トン程度の米の買い入れを緊急に行うことと、こういう文面がございます。ところが、そういった国の買い上げということで、制度につきましてはですね、備蓄というのは本来の目的は、不足時における消費者の安定供給というのが大きな目的でありまして、過剰米対策や米価維持対策とは違うということが政府のほうの方針でなっております。

そういった意味からですね、いわゆる買い入れというような形のことにつきましての数字を、そのまま受け入れるということではなしに、その趣旨採択というのは、非常にこういった農家の方々の環境ですね、きょうまでの、これはいつとき、現在のことやなしに暦年、ずっと長い間、

かつては明治、大正、昭和の初期までは米が日本国、足らなかったようです。最近、戦後になってから米の増産が、いわゆる国の食糧法という形で、これが昭和17年に制定されて、その後、いわゆる国が全量を買上げるといような制度になったものでございますので、いわゆる農家の方が頑張られて、その後、増産されるという形で今日、米が余るとい状況になってきて、そういういったこと状況で、何とかこれは、いわゆる農家の方々の気持ちを、やっぱりくんで、国に抜本的な対策なり、指導なり、そういうことが望まれるといところから、趣旨採択という形で委員会ではまとまったといことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私、このところはね、どうも誤解があるじゃないかと。今までも政府、買上げしとるんですよ、この場合に、過去にも。

これはね、政府はつきり、これ買上げしとるんですよ。だから食糧法にあるとか、ないとかいうよりもね、農家をやっぱり守り、米価の下落を防ぐためには、どうしても必要な措置だと、こういうことで私は思ってるんですが、そういう議論ならおいときます。

それからですね、もう一つは、この裏側の内容の中でですね、戸別所得補償制度では定額部分の1万5,000円の補償と下落が多いときには、さらに積み増しがあると、さらに積み増しがあると、こういうふうに書いてありますね、しかしこれも、仮に、ことしの10年産の米価も今の米価のままですとと仮定した場合、この場合、米のことしの生産目標数量は813万トン、つまり1億3,500万俵を、1億3,550万俵だから、これに米価の下落幅の1俵当たり1,000円に下がる、1,000円を掛けただけですね、1,355億円になるんですね、これを農家の側から見ますと、昨年秋に予定した金額より1,355円減るわけですね、所得がね。

それから、政府の側から見ると補償金額が1,355億円ふえると、こうなりまして、現在、ことし予定しております、政府が予定しているですね、この所得補償方式が約四千何百億円ですから、さらにそれを上積みするんで、これはとつても、戸別補償政策を私はもたないという気がするんですけどもね、こんな何ぼでも出すなという話はとつてもないですから、ぜひその辺にどうい議論があつたか、もうちょっと聞かせてほしいですけどもね。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） そのことの、いわゆる国の財政的なことの継続につきましては、我々の委員会では討論はできておりません。いわゆる1反当たり1万5,000円の補償といことほかに、いわゆる相場が大幅に下落する場合は、今、勢旗議員がおっしゃいましたように、プラスアルファの補てんがあるという形のこと確認、聞いてはおりますけれども、それによって、国の予算なり財政が、どの程度負担がふえるのかといことにつきましては、我々にはちょっと今のところはわからないといことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これ以上申しませんが、この町も、やっぱり農業といのは非常に大事な基幹産業なんですよ。ぜひその辺も踏まえながら、一つその生産者が1年間、やっぱり頑張っていた成果がさらにつながら、上積みになるように、ぜひとも議論が欲しかったなど、こういうふうい思いを述べまして、終わります。

議長（井田義之） 4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、米の価格につきまして、産業建設常任委員会委員長の報告に対しまして質問をいたします。

まず、趣旨の趣が違っておられますけれども、すべて、趣味の趣になっておまして、ぜひ訂正をお願いしたいと。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 趣旨の趣が違っているということでございます。はい、・・・おっしゃるように、主だったという文字だと思いますけれども、はい。これもね、いろいろと趣旨採択の今、お思いだと思いますけれども、この文字もあると思っております。

これで合つとるということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それほどあいまいな選択をされたわけですがけれども、丹後米につきましては、3年連続ですね、特Aという多大な評価を受けられたということは認識しているところでございます。

その中で、審査状況の中で、重要なのは、ここに書かれています日本経済新聞が書いておりました、農業政策につきまして、こうした視点での議論がなされたのに、今、言いました趣旨採択となった経過につきまして、委員長の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 今のは消費者の視点ということをおっしゃったんですか。

確かに消費者の視点ということも考えて、安いほど消費者とすればいいと思うんですが、ところが仮にですね、30キロのお米が、仮に1万円としましたらですね、やはりこれ1合については50円なんです。1日大人が3合食べるとすれば150円でおなか満腹になると。ところが150円で、例えばペットボトルのお茶であるとか、水なんかも130円、150円で売ってまますけれども、これではやっぱり1日の人間の体を維持するようなことは、私は難しいと思っております。基本的に現在の、仮に30キロ1万円であればですね、これ非常に、こんな食糧は、私はないと思っております。やはりうどんであるとか、そうめんであるとか、パンでありますけれども、やはり日本人の場合は、やっぱりお米というのが、やはり一番力になる、腹の足しになる、そういうもんでありますだけに、何とかこれは、消費者の視点ということにつきましては、これは、この記事を書かれた方の思いは、やはりお米に偏らず、ほかの農産物という意味合いもあるのかと私は想像しとるんでございますが、そういった面で、本当に農家の方々の非常に厳しい環境の中での、何とか日本の農産物というんですか、食糧を守る、そういった意味合いの、非常に米の、農業に関する政策につきましては、非常に大きな課題があると、私たち委員会でも話していたようなことでございまして、消費者視点というのが安くなればいいのかというばかりのことではなしの、いろんな広い意味での消費者視点があるもんだと、私はそういうふうに認識いたします。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう1点でございましてけれども、ここにあります意見書を出すと、毎年することとなる、買入れに税金を使うことになる、政治的絡みもあるが国土保全、食糧問題でもあり、大きな課題となる。これも重要な意見が出ているわけですがけれども、この結論はどういうふう

になったんでしょうか、この点、委員長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） この意見書を出す毎年することとなるというのは、結局、いわゆる買い入れを、請願のですね、買い入れを、40万トンの買い入れをお願いしたいというような中で、これが仮に国のほうでお認めいただいて実行されますと、いわゆる多額の買い入れにお金がかかること。

それと、毎年、米価の問題が、こうして出てきてますのも、いわゆる需要と供給で、供給が需要と比べて多いわけですね、なかなか高齢化社会でお年を召されてきますと、一人当たりの米の量も年々減ってきてますし、そういった形でお米は、こうしてつくっていただく、供給量はたくさんあるんですが、非常に需要が少ないというようなことからですね、非常に買い入れという形の場合は、非常に一つの大きな課題があると、このように思っておりますし。

それから、政治的絡みもあるかということにつきましては、昨年までの自民党政権の政策からですね、今、民主党政権にかわりましての、いわゆる戸別補償制度という形で、個々の農家に補償しようというような形の政策が変わってきております。非常に与謝野町でも、こうした耕作放棄地もあちらこちら、目についておりますし、本当に獣の、そういった出沒も多いです。そうかといってほっといたら、やはり国土が本当に乱れてきますし、そういった意味で本当にこれは、我々議員がどうこうすることもできない、本当に国を挙げての大きな問題だと、そういう意味合いの意見が出ておったということでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、マスコミ、新聞、テレビ等で話題になってますのは、新しい備蓄制度を前倒しして、今年度から実施していただきたいという要望がたくさん出てるということに聞いております。こうした議論は出たんでしょうか。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） そういったことについては出ませんでした。備蓄の前倒しをお願いしたいというような話は出ませんでした。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私としては、意見書等々出されるのであればですね、そういったことを後押しする請願であり、意見書であれば重要だというふうに思ったりしてるところでございます。

締めくくりとして、もう一度お尋ねしますけれども、やはり請願は採択か否かであってですね、この趣旨採択というのは、どういうふうに公表される予定なんでしょうか。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 趣旨採択といいますのは、委員会でいろいろとお話ししたんですが、この請願文書の趣旨を、いわゆる米価が生産費を大幅に下回って、生産者の努力はもう限界を超えておると、こういう趣旨の問題、そういった意味合いからですね、米の需給を引き締めて価格安定、回復させるためには40万トンの買い上げをお願いしたいというのが、大きな趣旨のようでございます。その意味合いの内容をくみ取って後ほどね、意見書という形で出させていただきますけれども、いわゆる国に対しての農業政策の一つの、これは古くて、昔からの問題でしょうけれども、あえてそういった形のことを、また見させていただいておるといようなことござ

います。そういうことをご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 結論としてはですね、賛成でも反対でもない人が委員長から見れば多いと、委員会の中で多かったと、ですから玉虫色みたいな決着にしましたということでしょうか。

議 長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 今のも読ませていただきましたように、これ一人一人の、いろんな方々の主だった意見を抜粋をしていただいておりますが、やはり意見書は出すべきではないかと、国のほうに出すべきではないかというような意見が多かったということでございます。それほど、非常に、この問題につきましては、難しい大きな内容含んでおりますだけに、国を挙げて、やはり近々に農業政策ということにつきましては、検討していただきたいもんだと、このように思って、こういったことで趣旨を採択して意見書を出させてもらおうかというような形でおることでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 以上です。はい。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、かなり出ましたんで、若干わからないことも含めて質問させていただきたいと思っています。

一つはですね、この請願の趣旨は、先ほど勢旗議員もおっしゃってましたが、大暴落になっているんですね、近年大暴落、この事態をどうにかしてくれというのが中心的な願いだと思うんですね。そこにあることが一つ。

それから、この本町でも、京の豆っこ米の事業も、あれほど頑張って、それなりに地域的貢献をやって、それが全国的な消費の中に、消費拡大しようということで取り組みをされていると、この町が、何で議会がね、この町の議会が趣旨採択なのかというのを、僕は正直言ってわかんないんですよ。

僕は反対でなくて、否決でなくてよかったと思っているんですけども、この論議を見てね。だから、それは、どうなんでしょうと、委員会の審議としてというふうに思うんですが、いかがですか。

議 長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 今までの方にお答えしたようなことございまして、特段、それ以上のものはございません。いわゆる農家ですね、確かに買い入れてもらえれば、それは一番いいんですけども、だけど、余ったから買えと、買って下さいというような制度になってないわけですね、この日本の今のお米の制度が、よくご存じだと思いますけれども、それがために、だれでも余れば買ってほしいと思いますけれども、もう食管法も変わり、新しい新食糧法というのが制定されて、既にもう6年なつとるわけですね。そういったような形で、米が本当にもう自由化になつとるということの上での、この米の価格が暴落しているというのは、先ほども申しましたように需要と供給が多いわけですね、比べまして。その辺のことが、米の在庫も含めて、非常に積み上がってきておるといの中で、どうするかという形で、私たちも非常に、どういう形が

ベターなのかという形のことは、確かに苦しい中でやらせてもらったということをご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、備蓄米は、そういう制度にいてないという話でありましたね、実は政府は、既に旧政権のときから、そういう調整機能というんか、政治的利用をしてるんです、ちょっとひどい言い方するけれども。

例えばね、安値になった理由は、暴落の要因とも言えるような安値をしてるんですよ。だから、今、言う、委員長が言う認識は、これは今回はともかく、今後は直さなありませんよ。それは名目上そう言ってるわけであって、政府は備蓄米を政治的コントロールしてるんです。ですから、今、請願で要求してる備蓄してくれと、買ってってくれと、40万トン買ってってくれというのは道理ある主張なのです。まあそれはいいです、次の質問。

二つ一遍に言いますね。ミニマムアクセスというのがありますね、いわゆる輸入米ですよ、WTOのね。この論議がされたかどうかね、実態のということと。もう1点はね、いうたら非常に地域でね、この本町の、地域経済を非常に大きな打撃を与えていると思ってるんです。この暴落が、これ以上続いたらね、町だって大変ですよ。せっかく豆っ子に期待して、一生懸命やってる農家を励ますどころか、励ます結果にならないというふうに思うんですよ。この論議は、この2点はどうでした。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） まず最初のミニマムアクセスですか、これにつきましては、委員会では特段、突っ込んだお話は出てません。私がちょっと調べましたところによりますとですね。

7 番（伊藤幸男） いいですよ、個人見解はいいですから、委員会で協議したことだけで。

産業建設常任委員長（小林庸夫） はい、はい。ほんでね、その次の何でしたな。

7 番（伊藤幸男） 地域経済。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 地域経済ね、それも特段、これという形のことで突っ込んだ話はできていません。

7 番（伊藤幸男） はい、わかりました。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点はですね、今、大きな話題の一つでもあります、戸別所得補償の問題があります。これは非常に売りになっているんですね、今の政権の、農業政策の売りになっています。そこでお伺いします。

今、補償額というのは、10アール当たり1万5,000円なんですが、委員会としては、この協議はされたんでしょうか。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 協議より、そういったことは話の中に出ておりました。

7 番（伊藤幸男） 中身です。

産業建設常任委員長（小林庸夫） はい。1反当たり1万5,000円と。中身は、いわゆる1反1セ以上ですね、生産調整の達成者については出るということでした。

7 番（伊藤幸男） はい、わかりました。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありませんからね、みんな気をもんでるから言いますけれども。

あのね、戸別補償制度というのは確かにいいんですよ。全部あかんなんて思ってないんです。我々もそれが大事だと思っているんです。しかし、今いう10アール当たり1万5,000円ぼっつきりで、あとは自由化で野となれ山となれみたいなね、結果的になるような施策は、我々は農業政策とは言えないというのが立場です。それでね、現に、今の政府はどう言ってるかといったら、この戸別所得補償制度があるから、価格の対策は必要ないという立場なんです。立場を一貫しとるんです。だから、米価暴落してもね、何も手を打たなかったんです。だから、近年ずっと大暴落続いてきたでしょう、これはご存じですね、それぐらいは論議しとるなるでしょう。だから、ここに、この要求はね、一番皆さん知ってる農協が一生懸命やったんです。この要求は、要求やっとするのに政府は聞かなかったんです。一切聞かなかったんです、今言う理屈で。

ここに大きな政府の限界があるというのが、私の見解です。いかがですか。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） そういった奥深いことにつきましてはですね、委員会では討議いたしておりません。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

小林委員長、ご苦労さんでした。自席にお戻りください。

議長（井田義之） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） ただいま委員長報告で趣旨採択すべきものということが報告されました。

私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

実は、私も産業建設委員会の委員でありまして、私だけが反対をさせていただきました。私も、農業もやらせていただいております。

昨年、8月政権交代がなされ民主党政権となり、ただいま、いろいろと議論されております戸別所得補償制度が、ことしよりスタートをいたしました。委員会で、私なりに一生懸命、この制度を説明もさせていただきました。また、ミニマムアクセス米の、いろんな大きな問題も、これも議論にはなっておりませんが、大きな農業政策の、今までの、考えていかなければならないというふうには思っております。

世界の農業政策も価格政策から戸別所得補償制度になっております。今度の民主党の、今後の予定といたしましては、平成24年度以降には大規模農家が有利になる規模加算も実施していく予定と、今後10年ぐらいの期間で、日本の農業の競争力を強化の予定だと、せんだっての朝日、これは読売新聞ですか、鹿野農林大臣が読売新聞の紙上で述べられておられます。

過剰米の政府による買い上げで、これまでどおり価格維持を図ろうといたしましても、どこかで、いずれ限界に達すると思います。戸別所得補償と米価維持にも多額の税金を使うこととなります。国民にとって、二重の負担を強いることとなります。安い米は生産者にとってつらい話で

はありますが、消費者にとってはうれしい話であります。

委員長の報告でもありましたように、外国へ売ると、しかし、高い米では外国へは売れません。アメリカあたりも所得補償をしながら食糧戦略を、世界の食糧戦略を練っているというのが現状だろうというふうに、私は考えております。将来の日本の農業戦略を考えたときには、私は、この所得補償制度が農業政策に希望を見出したいと、このように考えておるところでございます。どうか議員諸兄のご理解をお願い申し上げ、反対討論といたします。

議長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見の討論はありませんか。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） お疲れさまです。それでは、日本共産党与謝野長議員団を代表して、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、これに対する賛成討論を行います。

ことしも、新米の季節がやってまいりました。豊かな実りと食生活が実感される時期です。しかし、この実りがいつまで続くか、農家にとっても消費者にとっても、とって不安な状況です。生産者米価の大暴落が、その中心です。民主党政権が全く対策をとらず、暴落を野放しにしていることは重大です。生産者米価は近年暴落を続け、多くの農家が労賃分も出ない状況で、全国で耕作放棄が広がる要因となっております。

政府の調査でも、米60キロ当たりの生産費は2008年度産、全国平均で1万6,497円ですが、ことし6月の平均価格は1万4,120円と、2,300円も下回ります。出荷が早かった高知県などでの農家への借渡金は1万円と報じられるなど、米価暴落はとどまる気配がありません。米価が暴落を続ける原因は1995年以来、価格政策が廃止された上、需給計画のくるいによる在庫量の増大に大手量販店を主力にした買いたたきと、米の安売り競争、政府が備蓄米を安値放出したことなどが重なっております。

輸入米による圧力も重要な要因です。米価暴落は米作農家を困難に追い込むだけでなく、地域経済にも大打撃を与えるという点です。雇用破壊と低賃金のもとで、安い食料品が求められ、米とともにさまざまな農産品に対する大手流通企業の買いたたきや売り競争が横行し、農家や中小業者には必要な経費を無視した価格が押しつけられる、まさに悪循環なものです。

民主党政権が導入した戸別所得補償も、生産者米価が生産費を下回る事態が常態化し、現在の米価では生産を維持できないことを認めた政策です。米価と生産費の差額を面積で換算して支払う補償額も10アール当たり1万5,000円と、これも十分とは言えません。しかも政府は戸別補償があるから価格対策は必要ないとして、備蓄制度を活用して、政府が過剰分を買い入れ、暴落を防ぐという、農協や農民運動全国連合会、いわゆる農民連などの要求を拒否しています。4月に公表された需要及び価格の安定に関する基本指針の価格安定対策は生産目標、減反の達成だけです。備蓄については民主党がマニフェストに掲げた棚上げ方式、いわゆる一定期間過ぎて使用しなかった備蓄米は食用以外に処分する方法さえ否定し、食用として販売した数量を買い入れるとし、販売量が少なかった場合には、買い入れ量も減らすとしています。価格暴落による深刻な影響は全く考慮されておられません。

米の生産は、政府が需給計画と生産量の目安を示し、その範囲で生産した農家が戸別所得補償の対象になります。しかし、豊凶などによる収量の変動は避けられず、消費量も経済情勢や他の食品の価格との関係でも変動します。安定した生産のためにも価格の下支えは不可欠の課題です。

戸別所得補償制度を農業の再生に役立つように運営するためにも、米を初め農産物の生産者価格の安定は大事な条件です。国の責任で過剰米を緊急に買い入れるとともに、価格保証の確立を基礎に、国内農業を多面化に発展させ、安全な食糧の安定供給を目指す施策への転換が必要です。

以上、述べましたように、私ども議員団は、この請願の内容は全く道理があると考え、賛成するものであります。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する反対意見はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、請願第1号 米価の大暴落に歯止めをかける請願書に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

皆さん、ご存じのようにバブル経済崩壊後、生産者や業者を保護育成する立場から、生活者、消費者を守る行政に大転換してきたことはご存じのとおりであります。特に米を取り巻く環境におきましては、昭和61年に米市場の開放、農業構造の改善、市場原理の導入、こういった点からも米、特に農作物に対する国民の目線も大きく変わってきたところでございます。今回の政府買入れ米の市場価格に介入することにつきましては、現行の食糧法上も、そのような制度にはなっておりません。食糧法第29条によりますと、政府は米穀の備蓄の円滑な運営を図るためのみ、国内産米の買入れを行うとしているところでございます。

今回、米モデル事業において、万一の価格低下に備え、変動部分による補てんの仕組み、1,331億円があり、これに加えて、今回の請願による備蓄運営に必要な上のない政府米買入れを行うことは、政策的に矛盾し追加的財政負担につきましては国民生活者、消費者の理解を超えることとなります。このことにつきましては、理解することは到底困難であります。米価による補てんする対策となっております農家の戸別所得補償が、農家の人々の意見を反映した政策になっていることを期待しているところでございます。

こうした観点からおきまして、私は今回の請願につきまして、反対といたします。

どうか、議員の皆さんの絶大なるご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、本案に対する反対意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 本案に対する賛成意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択すべきものとされております。

したがって、本請願は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、請願第1号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

それでは、ここで暫時休憩します。

25分まで休憩します。

(休憩 午後 5時15分)

(再開 午後 5時25分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど、本日の会議は、この程度にとどめということをお願いしましたが、一部議員から動議があり、議会運営委員会の委員長と相談した結果、このまま続行しようということになりました。

大変遅くなるかもわかりませんが、皆さん方のご協力をお願いいたします。

次に、日程第16 意見書案第4号 米価の抜本対策を求める意見書(案)を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定より、産業建設常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長(秋山 誠) それでは議案を朗読いたします。

意見書案第4号 平成22年10月1日 与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会産業建設常任委員会委員長 小林庸夫

米価の抜本対策を求める意見書(案)

上記の議案を別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

以上です。

議長(井田義之) 提出者より、提案説明を求めます。

11番、小林委員長。

産業建設常任委員長(小林庸夫) 先ほどは、いろいろとありがとうございました。

それでは、ただいまご紹介いただきました、米価の抜本対策を求める意見書(案)ということで、提案をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、読ませていただきます。

我が国の食糧自給率がカロリーベースで5割以下の現状の中で、稲作については需要を上回る生産が続いている。それにより、本年も大幅な価格ダウンとなり、稲作経営は従事者の高齢化とも相まって、容易ならない事態を向えている。また今後、地球規模での食糧不足が起こるとの予測もされる中で、国民の食糧確保と国土保全という大きな使命の中、政府による農業政策に対する指導、かつ対策は今日ほど強く求められているときはない。

我が国の農業が復活することが国や地域経済にも大きく寄与することであり、米価の抜本的対策を強く要望する。

記

1. 過剰米対策を緊急に行うこと。

2. 生産者が安心して米を生産できる対策を講じること。

3. 食糧の安定供給に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 西岡武夫様

内閣総理大臣 菅直人様

農林水産大臣 鹿野道彦様

財務大臣 野田佳彦様

内閣官房長官 仙谷由人様

以上でございます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、米価の抜本対策を求める意見書につきまして、産業建設常任委員会の委員長にお尋ねいたします。

先ほどの請願書の趣旨採択が賛成多数で可決されたところでございます。

それに対する意見書はですね、やはりその趣旨に添ってないといけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、これ読ませていただきますと、趣旨に反する意見書になっているんじゃないかというふうに読み取れるんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 趣旨に反するという事はないということで、委員会では一応、皆様と討議の上で、この意見書にまとまった次第でございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 請願で強く訴えられたんはですね、米を買い上げてくださいということですね。米を買い上げて価格を維持してほしいということなんですけれども、これがどういうこと変わったといえば、どこにもないと思うんですけれどもね。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 米の買い上げにつきましては、いわゆる一番の過剰米対策を緊急に行うことという中にすべて含まれております。米の買い上げになるのか、輸出になるのか、それはわかりませんが、いわゆる過剰米の対策を早急に、緊急に行うことという、広い意味での意見書でございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 政府による農業政策に対する指導対策が今日ほど強く求められるときはないとなっていて、1、2、3とあるわけですね。1、2、3とあるわけなんですけれども、これを求めるのに対して、先ほどの請願と、やはり整合性が全然ないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 小林委員長。

産業建設常任委員長（小林庸夫） 別に、そんな整合性はないと、私は思ってますけれども、十分つながっておると思っております。いわゆる国民の食糧確保と、国土保全という、非常に大きな課題がある中で、きょうまでの農業施策の、どうするのかと、いわゆる今後、世界人口が、ますますふえていく、そういう中で今は日本もたくさんの米が余っておりますけれども、そういった形のことで、そういう将来的に10年後、20年後、そういう時代が来るであろうという想定のもとで、あるいはまた、地球環境の気象変動いろいろとございますし、そういう大きな目で、やはり国としての指導力、対策というものが求められておると、そういう意味で、この全文を書かせてもらったということでございます。ご理解いただきたいと思えます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私の感想ではですね、請願と産業建設常任委員会に出た意見と、非常に苦しい立場で書かれた意見書であるということはわかりました。以上でございます。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

小林委員長、ご苦労さまでございました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対意見の発言はありますか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、米価の抜本対策を求める意見書に対しまして、反対の立場で討論を行います。

皆さん、ご存じのように、11月には横浜でアジア太平洋経済協力会議、APECが開催されるところでございます。京都におきましては、財務省の会議が開催されるというふうに聞いております。非常に日本の経済にとりまして、重要な時期でございます。そういったときに、こういった意見書を安易に出すのは、与謝野町議会としてはいかがなもんかというふうに考えているところでございます。

理由はですね、皆さんご存じのように、日本の輸出依存度、輸出総額の国内純生産に対する割合は2008年では17.4%、中国は37%、イギリスにおきましては28%、インドにおきましては24%などと比べまして、かなり低い数字でございます。

日本の産業ではグローバルに稼いでいるのは、ご存じのように輸送機械、電気、鉄鋼、一般機械でありまして、内需市況の企業が多い場合はですね、関税、非関税障害を削減し、輸出を促進しなければならない状況が、日本が置かれている立場だということを、よくご理解いただきたいというふうに思います。そこで、こうした意見書を出してですね、農業政策だけ今、国に求めていくのは非常にタイミング的にも悪い場合だというふうに考えているところでございます。

先ほど申し上げましたように、農水省が来年度から導入を検討しております、新備蓄制度を前倒しするかどうかという判断も、今、非常に重要な時期でございます。こうした意見書であるならば、また考えられるわけでございますけれども、国の抜本的な対策を求める意見書につきましては、慎重な対応を求めておきたいというふうに思います。

こうした観点から、私は今回の米価の抜本対策を求める意見書に対しましては反対といたします。

どうか、議員の皆さんの絶大なるご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 本案に対する反対意見はありませんか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 私は、この米価の抜本対策を求める意見書（案）に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、杉上議員からもありましたように、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願が、先ほど趣旨採択で通ったわけでございます。

今度の国に対する意見書（案）では、米価の抜本対策を求める意見書（案）になっているわけでございます。いわゆる大分、感覚が、趣旨が変わっているんだと、私はこう思わざるを得ないわけでございます。

私はこれを出すのなら、やはり先ほどの請願は否決をして、そして、この案を出すべきだろうというふうに委員会の中でも主張をさせていただいておったわけでございます。この案は後で出てきたわけでございますので、行ったときには、これが通っておったわけですので、これは後の祭りということになるわけでございます。

ただ、私が得ている情報で正しいかどうかということはあるわけでございますが、近隣では、宮津市では委員会付託で否決、同じような請願でございます。それから京丹後市でも否決をされているということは申し上げておきたいと、このように思っております。

それと、杉上議員と同じことは言いたくありませんが、こういった中で、先ほど杉上議員からもありましたように、やはり新しい備蓄制度からスタートいたします。その前倒しなら、それを今、農水省、あるいは、これは朝日新聞に載っておりましたがJAと、それから、農林水産大臣等、調整するということが起きるかもわかりません。しかし、基本的な考えが全然違うということをご理解がいただきたいと、このように思っているところでございます。

以上で、私の反対討論を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成の立場の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、意見書案第4号 米価の抜本対策を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17 意見書案第3号 北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決を求める意見書(案)を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により議長に提出されております。事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長(秋山 誠) それでは事務局より朗読いたします。

意見書案第3号 平成22年9月10日 与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会議員 勢旗 毅

賛成者 与謝野町議会議員 家城 功

賛成者 与謝野町議会議員 糸井満雄

賛成者 与謝野町議会議員 赤松孝一

賛成者 与謝野町議会議員 谷口忠弘

北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決を求める意見書(案)

上記議案を別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長(井田義之) 提出者より提案説明を求めます。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それでは、大変時間が遅くなってまいりましたが、もう少し時間をいただきたいと思っております。

北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決を求める意見書(案)の説明を行います。毎年といいますか、2年に1回といいますか、この与謝野町議会でも、たびたびこの問題については、国のほうに意見書を上げていただいておりますが、ここ1年余り全く動きがないということで、ぜひとも意見書を上げておきたいと、このように思っております。全会一致で、上げてほしいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、朗読をもって、提案にかえます。

北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決を求める意見書(案)

日本政府が認定した17名の北朝鮮による拉致被害者のうち5名が平成14年10月に帰国を果たされました。しかしながら、特定失踪者調査会の発表によれば、拉致の可能性を否定できない失踪者が平成22年5月末現在、公開されているだけでも272名ある。その方々についてはいまだに消息がつかめていません。

北朝鮮政府は、拉致の事実を認めながらも安否情報や、納得のいく説明を行わず、再会を待ち続ける家族にとって、長くつらい日々が続いています。

この間、家族の高齢化は進み、あるいは亡くなられる方もふえてきています。また、北朝鮮における生活環境や食糧事情は必ずしも良好とは言えない状況が伝えられてきており、対象者の健康状態も案じられるところです。

問題解決の糸口がつかめないまま、時間だけが経過していく中で、再会を果たせた後の平穏な生活時間をも考えれば、この問題を決着するための時間は多く残されてはいません。一刻も早い北朝鮮による拉致、特定失踪者の問題解決に向け、以下の事項を積極的に推進されることを強く要望します。

1. 拉致問題は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる重大な問題であり、拉致問題対策本部においては、新たな具体策を明示して、引き続き拉致問題の解決に取り組むこと。

2. 拉致問題の風化は決して許されるものでなく、北朝鮮による人権の侵害を世界に訴え、強い意志を持って、今後とも同国に問題解決を迫ること。

3. 特定失踪者の問題についても、北朝鮮政府に情報の提示を強く求め、引き続き解決に向けての取り組みを強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年、衆議院議長

以下、それぞれの各大臣にあてて、与謝野町議会の名前で、この意見書は上げたいと、このように思っておりますので、一つ全会一致でご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） これより質疑入ります。

質疑はありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） すみません。時間が迫っておりますのに申しわけないと思っています。

今、北朝鮮問題、テレビ、新聞等で大々的に報道されておりました、後継者が決まったとか、三男が、その席に座るとかいうふうな、いろんな北朝鮮情報というのは、今、満ちあふれている、世界の注目になっていると、こういう現状だろうというふうに思っております。

今、拉致問題、勢旗議員が、たびたびここで提案して、意見書を国に送っておるわけですが、国が犯した重大な国家犯罪、これは何としても拉致の被害者、いわゆる北朝鮮におられるというふうな方々を取り戻さなければならない、このことは私も同感でございますけれども、2002年に小泉総理が訪朝しました。そして、金正日と対面して交渉したわけですが、5人の方は帰って来られました。しかし、その後、12人になるんですか。17人が、いわゆる認定された、拉致被害者ということになってますので、小泉総理が訪朝してじかに交渉しても、なぜ帰らないんですか。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これは、今田議員さんもよくご承知いただいております、ご質問をされておると、私ども、こういうふうに思っておりますが、とりあえずその今、ここ1年ほどですね、全く国もですね、そういうパイプがあるのか、ないのかわかりませんが、全くそのパイプが詰まっておると、こういう状況になっておりますのと。

それから、前後、その小泉さん以降の自公政権の時代も、やはり決定的なパンチを持った交渉が、私はできていなかったのではないかなど、このように思っております、そういうことの中で、ことしの8月でしたか、金賢姫元死刑囚が来日をされましたけれども、しかし内容はですね、何しろ20年前の話ですね、この人が北朝鮮にいらっしゃったのは。あまりいい材料も出なかったと、こういうふうに思っておりますが、これは小泉さん以上のですね、私は戦略側に出てもらって、向こうと渡り合ってもらうことが今、重要だなど、これは、こう思っておりますが、ちょっと今のところ厳しいと、このように思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 大変厳しい状況で、糸がもつれて、もつれて、どうなっているのかわからないと

というのが北朝鮮問題だというふうに思っています。

そこで、3点のことについて意見書を上げたいということなんですけれども、新たな具体策を明示して、引き続き拉致問題の解決に取り組みたい。確かにそうなんですけれども、これには、私は国の国家戦略、北朝鮮の拉致問題をどう解決していくんだという、こういう戦略なり道筋、これがない限り、私は解決というのは非常に難しいんだろうというふうに思っています。そのことを提案者は、どのようにお考えかということです。

それから、2点目は北朝鮮による人権の侵害を世界に強く訴え、強い意志を持って今後とも、その解決に当たると、こうあるんですけれども、6者協議でも、いろんな人権問題、拉致問題を日本が提案しても、ほかの国というのは、いわゆる真剣にといいいますか、自分の国のこととして、人権問題として取り上げて、そのことも一緒に解決していこうという姿勢というのは余り見られない。それよりも核問題、ミサイル問題を何とか解決したいと、こういう思いのほうが強いわけですけれども、実際にここに2点、3点、具体的に書いておられる問題というのは、本当に解決に向かっていく方向といいいますか、そういう訴状というのはあるのかどうか、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この記、以下に書いておりますことにつきまして、私が今、どうこう言えると、国に対して要望するわけですけれども、ただ、一つ、このことを報告して、今田議員さんの答弁にかえたい。

これは、せんだって来、10月1日ですか、これの、JNNの配信で横田さんですね、横田滋さんと早紀江さんというご夫妻がですね、政府は具体的に行動をと、こういうことでおっしゃっておりますね、その中では、一つの転換期に来たなというのは、世界じゅうが見てもはっきりとわかってきている状況だと、ちょっとでも前よりもいいようになればいいなという期待はしていますけれども、「日本政府はきちっとしたメッセージを出して、そして、具体的に行動してほしいということを願っています」と、これは奥さんの言葉。

それから、国会の場から拉致問題を動かそうと訴えてきた、拉致を動かすための院内集会、金正雲氏が党中央委員会軍事会副委員長に選出をされ、正式な後継者に選ばれた。こういうことの中で、横田さん夫妻は拉致問題解決への期待を示すとともに、日朝交渉の必要性を改めて訴えられた。

それから、もう一つは民主党政権になってから、一度も日朝交渉が行われていない。政府としても、これまでの交渉の仕方が一番よかったのかどうか、そのことを十分振り返りながら、もう一度見直してほしい。こういうコメントが、これが1日のJNNのニュースでございまして、私は、今、今田議員さんがおっしゃった、この三つの国家戦略とか、あるいは他国と言われますけれども、しかしながら、やはり、うちの国だけでは解決できない。これは日本だけでは解決できないということも多々あると思っております。それはそういった、今度の、この拉致問題でも単に日本だけではなしにそれはもう韓国でもありますし、東南アジアでもあるわけですので、そういうこととの連携は、私は必要だということですね、政府に期待したいと、このように思っておりますけれども。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 交渉をしてほしいという横田さんのメッセージといたしますか、思いを聞かせていただいたんですけれども、小泉総理が訪朝したときに、平壤宣言、日本と、日朝平壤宣言というのにお互いに署名しています。

そして、それには解決を図るような文面もあるわけですが、いわゆる戦前、戦中を通じた北朝鮮の日本に対する感情というのも、その中に盛り込まれておまして、平壤宣言を実行しながら解決していくのか、それとも国交正常化をして、自由に行き来ができるような中で、お互いに感情を解きほぐしていくのか、提案者は、どちらがええというふうにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） その前に、この5名の方が帰って見えたときに、いわゆる政府の中でも、必ずしも意見が一致していなかった。それと一つは、一たん帰って来られたんですけども、このまま日本にとめおく方がいいのか、それから自民党の有力者の中にも、それは返すべきだと、こういうお話がありまして、ここでちょっと一つ乱れたと私は思っているんですわ。

私は、日朝平壤宣言ですね、それに沿って、やはり解決を図っていくということが、今度の新しい北朝鮮の顔ぶれが変わるということの中で、必要ではないかなと、このように思ってますけれども。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今、5人が帰られた話をされたんですけれども、そのときの記者会見で、あのときだれも涙を流さなかったと、なぜ流さなかったのか。それには理由があるんです。

あそこで涙を流したら、今まで北朝鮮で何十年間生活してきたことがつらかった、北朝鮮は悪い国だと、そういう印象を与えてしまうから、それはできなかつた、こう後で暴露されているんですね。そういう北の呪縛、そういうものには恐ろしいといたしますか、なかなかその呪縛を自分自身がとけない、そういう思いというのは拉致被害者にかかわらず、関係者といえますか、そういう方にはあるんだろうというふうに思います。

時間があれですので、もう1点だけ伺いして質問を終わりたいというふうにするんですけれども、国会にも拉致議連の会、被害者を救う会といえますか、そういう議連というのがあります。会長は平沼赳夫さんです。副会長は原口元総務大臣です。その人たちのおっしゃってることは、この拉致を政治利用には絶対使わないでおこうと、こういう申し合わせというのが、その議連の中でできているとも、こういうふう聞いています。

勢旗議員、たびたびこうして意見書を上げる、ここで北朝鮮の拉致解決について訴えられる、そのことは確かに我々も納得できます。しかし、そうして訴えられることによって、いわゆる議会だより、議会広報にも載ります。

それから、勢旗議員は個人でも恐らく出しておられるのと違うかなと、議会報告を。その中にも十分、そのことは書かれるというふうに思いますけれども、それは政治利用だというふうなお考えはないでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今の今田議員さんのご質問ですが、私は、そのことが政治利用だとは思ってません。私、地方議員連盟に所属しておまして、このブルーリボンバッヂを本会議のときは、必ずつけてまいります。それが私は、大体そういう申し合わせになっているというふうに理解をして

おりましてね、それでやはり我々は、日本のあらゆる階層の人に、このことを決して忘れてもらっては困ると、そういう意味で、私どもはですね、これはそういう訴え続けていかなあかん。これが基本になっておりまして、私も2年に1回とか、そういうところでご無理を言うておるんですけども、私はそれが今、私に与えられたですね、私ども政治利用とは思っていません。それは議員だろうとだれでもバッチはつけれますし、訴えられるわけですから、そういうふうには誤解を受けてる面があるかもわかりませんが、私は政治的な利用というのは全く思ってません。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） たくさん用意してきたんです。時間がきょうはあれですので、この辺で終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
勢旗議員、ご苦労までございました。自席へお戻りください。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより、意見書案第3号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号 北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18 意見書案第5号 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書（案）を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により、議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長（秋山 誠） 事務局より議案を朗読させていただきます。

意見書案第5号 平成22年10月1日 与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会議員 赤松孝一

賛成者 与謝野町議会議員 勢旗 毅

賛成者 与謝野町議会議員 谷口忠弘

賛成者 与謝野町議会議員 多田正成

賛成者 与謝野町議会議員 塩見 晋

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書（案）

上記の議案を別添とおりと謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議 長（井田義之） 提出者より提案説明を求めます。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、意見書案第5号につきまして、提案説明を行わせていただきます。

まず、冒頭に、この意見書（案）の、皆さんお手元に届いています（案）の冒頭、今月7日となっていますが、これ9月末の作文でございますので今月となっていますが、これは9月7日ありますので、まずご訂正のほどよろしくお願いをいたします。

この件に関しましては、もう皆様、先刻ご存じのとおりでございますので、私もまず、意見書（案）を朗読いたしまして、提案説明といたします。

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書（案）

本年9月7日、尖閣諸島沖の日本領海内で中国漁船衝突事件が発生し、那覇中央検察庁は24日、公務執行妨害で逮捕された、中国人船長を処分保留のまま釈放した。

尖閣諸島は、日本固有の領土で領有権の問題は存在しないというのが政府の見解である。

過去の経緯を見ても、中国や台湾が領有権について独自の主張を行うようになったのは1970年以降であり、それ以前は、どの国も異議を唱えたことがなかった。

しかし、今回、中国人船長が逮捕されると、閣僚級以上の交流停止や、国連総会での日中首脳会談の見送り、そして日本人4人の身柄を拘束するなどの対抗措置をとり、中国人観光客の訪日中止など、日本の各種産業にも悪影響が出ている状況にある。

このような流れの中で、船長を釈放したことは、中国の圧力に屈したとの印象を与え、今後、同様の事件に関しては、国内法に基づいて厳正に対処していく姿勢を貫かなければならない。また、このような結果は、国際社会にも誤ったメッセージを与え、現政権与党の国家主権に対する認識に疑問を抱かざるを得ず、極めて遺憾である。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現し、毅然とした外交姿勢を確立されることを求める。

1. 尖閣諸島は、日本の固有の領土であるとの態度を明確に、中国及び諸外国に示し、今後、同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。
2. 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオの公表を含め、事実関係の解明に努めること、
3. 政府は、検察当局の判断も含め、臨時国会の場で国民に対し説明責任を果たすこと。
4. 中国からの謝罪や賠償には応じず、日本がこうむった損害を請求すること。
5. 尖閣諸島の警備体制を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年、衆議院議長以下、各大臣さんでございます。

以上でございます。皆さん方のご意見賜わりまして、よろしくお願いをいたします。

議長（井田義之） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、有吉議員。

3番（有吉 正） 提出者の赤松議員に1点か2点、質問させていただきます。

現政権与党の国家主権に対する認識に疑問を抱かざるを得ず、極めて遺憾であると。まさしくおっしゃっておられることは、よくわかるわけでございます。

それから、1番から5番、下にありますね、これも特に、このとおりだなと思うところはたく

さんございます。ただ、1点は、私はこういうことではないかなというふうに思っているのは、レアアース、いわゆる日本にとって輸入が90%、中国から入っているわけですね。中国政府は否定はしているようなんですが、いわゆるレアアースが、輸入がストップされておったと、だからということは、もう産業界がある意味、震え上がったということは言えるのではないかなと、私はそう受けとめておるんです。その問題が入ってないと、どうしたらいいんだろうと。

それと、もう1点は、いわゆる友好関係というのは、やはり深めていかなければならないわけで、やはり慎重に対応してほしいと、いろんな意味も込めてというのが、4人逮捕されて、まだ1人は釈放されていないということもあるわけでございます。そういうこともあわせて、どのようにお考えなのか。

あるいは、多少いらっていただけるのかどうか、その辺もあわせてお答えいただけたらと思います。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） ただいまの有吉議員の質問に対しまして、まず、レアアースの輸入のストップの問題については、確かに日本国は、このレアアースを中国に頼っているのは現実でございますし、それに対しまして輸入のストップもあったわけですが、今現在では既に先方の港も積み上げて出るというふうな状態になっていまして、これにつきましては、いわゆる日本もこたえますが、中国も反対に、返す刀で切られるという、お互いの今、有吉議員がおっしゃったような、お互いの友好といいますよりも、現実の数字が日本の最大の輸出国、輸入国は中国であり、また中国も最大の輸出、輸入国は日本である。これはお互いに相互の関係がございますので、一方的に、この問題に関しましては、やはり今おっしゃったように、お互いに友好関係が保てるように、また、事をあらなげないようにしなければならないというのが現実でございます。

しかしながら、事これに関しましては、レアアースとか、そういった問題ではなしにですね、日本の領土が奪われていくという、非常に領土の侵害という、国家にとっては一番大切な、いわゆる国防ができていないということでございます。これは何も現政権与党だけではなしに、きょうまでの自民党政権におきましても、ここに対する認識が余りにも甘かったと。今回、普天間の問題等もありまして、日米関係が揺らぎ始めていると、ここを見よばかりにですね、この線をついてきたというふうなことも言われていますが、いずれにしましても、日本の国は専守防衛の国であります。まさしくこういうときに専守防衛をしなくて、いつするんだというのが私の意見でございます。

したがいまして、やはりここは言うべきことは言う、手をつなぐところは手をつなぐといった姿勢で、国家を守るという姿勢、観念がなければ、私はならないというふうに感じている次第でございます。

議長（井田義之） 有吉議員。

- 3 番（有吉 正） そういう文言を、もう少し入れていただきたいなと、今はお言葉をいただいたわけですが、そこら辺はいかがですか、それがちょっとなかったもので。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） すみません。文言というのは、そら文言によりけりでございます。具体的な提案がなければ、ただ、いたずらに文言を入れたり、引いたりすることは、私は今の段階では考え

ていません。もし万が一、この部分を削除、この部分に、こういう文言を導入するという具体的な案があるならば、おっしゃっていただければ、それについては意見を述べられますが、漠然とした中ではお答えすることはできません。

3 番（有吉 正） 終わります。具体的に言うとしたんですけれども。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、尖閣諸島における中国漁船衝突事件に関する意見書につきまして、提出者の赤松議員にお尋ねしていきたいというふうに思います。

ここに書かれている意見書につきましては新聞、テレビで報道されてるとおりのことが、ほとんどでございます。しかしながら、地方議会として、生活者の視点で、例えば漁業の安全を守るとか、海上輸送をしっかりと守っていかうとかいう視点も大事ではないかというふうに考えているところでございます。

提出者の赤松議員のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） もちろんそのとおりでございます。

したがいまして、そのとおりでありますから、そうするためには1から5番のようなことをしていただきたいと言っているのが、当然、日本の、いわゆる、あそこはシーレーンでございますし、マラッカ海峡もあります。南沙諸島等々、日本にとっては、いわゆる油の、いわゆる生命線でございます。そういった中で、今、ベトナムのほうでも捕されています、漁船が。もう傍若無人にやっています。フィリピンも、あれ何という島でしたか、諸島を取られました。このフィリピンが取られた島なんかでも、スプラトリ諸島ですか、ここなんか本当に野蛮なやり方でしてですね、いわゆるまず無人の離れ島に行って、古銭ですよ、古いお金をまいたり、土器を、破片をまいたり、海中に。そこに調査船が行って、ここは中国人がもともと住んでいたと、こんなような形で、フィリピンなんかは取られています。これはいわゆるフィリピンは経済的にも非常に弱い、またいわゆる防衛力もない、軍力もないといった形で、これはもう強引に取られていますけれども、そういったふうに、やはりこういったことに対しましては、日本は、やっぱり日本国家として毅然たる態度をとるときはとらなければならないと、やはり天はみずから助くるのみを助くという、先ほどの拉致被害者の例もありますが、やはりみずから行動を起こさないと、ただ単に日本のものだと、日本ものだと言い張っているだけでは、やはり世界に対するメッセージも届かない、そういった意味で、それからまた、きょうもニュースでやっていましたが、石垣市の市長以下、議会の関係も東京のほうへ陳情に行っておられます。もっともっと警備をしてほしいと、漁師が安心して魚がとりたい、そういった悲痛な声が上がっています。やはりこのような今、この海域に対しましては、日本は国家威信をかけて守るべきだと、そんなふうに思っています。以上です。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう1点だけお尋ねしたいと思います。

前鳩山総理はですね、日本海を友愛の海にしたいというふうに述べておられましたけれども、この件につきまして、個人的な見解でもあればお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 鳩山前総理が日本海を友愛の海にしたいとおっしゃったという、今の発言でございいます。だれしも友愛を望むところでありまして、だれしも争いはしたくない、私も争いはしたくないというのが本音がございいます。

しかしながら、やはり攻めて来られれば、また侵されれば、侵犯を守るというのが、これがまた国家たるものの義務であり、例えば我が家におきまして、ロックをしなければ泥棒が入る可能性もあります。ロックもせずして、また泥棒よけもせずして、泥棒が入ったら困る、困ると言っている、これは我が家だと言っている、それはやはりメッセージは伝わらない、やはり守るべきものは守る、言うべきものは言う、そして折れるところは折れる、仲よく、仲よくする。こういった今、日本にとっては、日本国家にとっては中国といった国は、なくてはならない国でありますから、これは当然のこと、先ほど有吉議員にも言いましたが、やはり慎重に、事を荒立てずに、できるならば友好関係を、私、友愛という言葉は使いませんが、友好関係を一層の維持していきたいと、こんなふうに考えています。

4 番（杉上忠義） どうもありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

赤松議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、意見書案第5号 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。

3 常任委員会から審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が議長に提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付された議案、その他すべての議案は議了しました。

会期を2日間残しておりますが、これをもちまして平成22年9月定例会を閉会したいと思います。その前に私のほうから一言お礼のごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

本定例会は9月1日からきょうまで34日間という、大変長い間の会期でお世話になりました。その間には、敬老会だとか、大江山の登山マラソン、また昨日の町内一周駅伝だとか、いろいろな行事がメジロ押しに入っておりまして、皆さん方には大変お忙しい目をしていただきました。私が当初、1日の日に申し上げました今定例会は猛暑の中で、本当にどうなるのかな、いつになったら、この酷暑が納まるのかなというような心配もしておりましたけれども、この猛暑につきましても、一応、彼岸を境にちょっとおさまったかなと、残暑は厳しいようでございますけれども、ちょっとおさまったかなというふうに思っております。

あと一つ心配しておりました、円高による、いわゆる産業の、日本の産業の空洞化、これにつきましては、今はっきりした結論は出ておりませんが、大変厳しいなというふうに思っております。

本定例会でも一般質問なり、議案審議の中で皆さん方、多くの方が、この不景気に対する対応ということを、いろいろと質疑やら提案をされておられましたけれども、やはりこの円高による日本企業の空洞化というのは、我々としては一番心配をしなければならない大きな問題ではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、早くおさまってくれることを、日本企業が立ち直ってくれますことを願わずにはおれないというのが現状であります。

そういう9月定例会ではありましたけれども、内容といたしましては21年度の決算審議を中心に、リフレの再開の提案問題だとか、それからあと工事請負として、デジタルの防災行政無線ですか、システムの4億3,000万円ほどの入札、また水道の整備についても4カ所の水道整備で4億2,200万円ほどですか、これの工事請負の議案も一応、採決をして、原案どおり可決をさせていただきました。

また、一般会計の質疑におきましては、延べ日数、私の計算ですけども、延べ日数にしますと36名の方が質問席にお出ましいただいて、いろいろと質疑をしていただきました。本当に、これが長時間になったわけでありまして、このことを町長にお願いしたいのは、真摯に受けとめていただきながら、町長の発言の、答弁の中でもありましたが、このことを参考にできる分については参考にさせていただきながら、しっかりと今後の与謝野町のまちづくりに生かしていただけたら大変ありがたいなということを改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

また、議会といたしましては、ただいま皆さん方にいろいろと激しい議論をしていただきました意見書の3件、これを国のほうに提出することも決定をさせていただきました。

また、もう一つは、これも議会活性化の特別委員会を立ち上げていただき、委員長、副委員長も互選の中で決定をさせていただきました。我々、議会が今後、町民の目線に立った、町民のための議会になれるように、皆さんが心一つにして、邁進しながら、町民の方から信頼される日が一日も早いこときますように、こいねがうわけであります。

以上、駄弁になりましたけれども、本定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。大変ご苦労さまでございました。

ここで、町長からもあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長（太田貴美） 9月定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月1日の開会から本日までの34日間にわたりまして、本定例会では平成21年度一般会計歳入歳出決算認定を初め、決算認定が12件、条例の改正議案2件のほか、補正予算6件、工事請負契約の締結5件とともに、いわゆるリフレかやの里に係る指定管理者の指定と旧加悦加工場跡地に係る財産の取得など、都合30件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いしてきたわけでございます。この間、井田議長様初め議員の皆様には、本会議や各常任委員会におきまして、熱心にご議論をいただき、全議案を原案どおりご承認賜りました。

特に、リフレかやの里の条例改正と、指定管理者の指定につきましては、一昨年7月の突如の休止以来、昨年の6月の定例会でのご議論をいただく中で、議員の皆様からも貴重なご提言をいただきましたし、地元の皆様にも大変なご心配をおかけしながら、ようやく来年10月のリニューアルオープンに向けて動き出すことができました。ここに関係の皆様のご理解とご協力に、心からお礼を申し上げたいと存じます。

また、平成21年度決算に対しましては、長時間にわたってご審議いただき、町政全般にわたり熱心にご議論をいただきました。

先ほど、議長からもございましたが、これらの審議を通していただきました貴重なご意見は、今後の町政運営に生かしていきたいというふうに考えております。

ところで大正、昭和を代表いたします小説家、武者小路実篤が、今に残した言葉に「この道より我を生かす道なし、この道を行く」という言葉がございますが、私なりの信念に従って、今後とも愚直を旨とし、果敢に、町民の皆様からいただきました信託にこたえ、一步一步進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、立場は違えども、ともに町のため、町民のために誠心誠意、ご尽力いただきます議員の皆様とともに、当町の最優先課題でもございます、安心・安全のまちづくりに対し、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（井田義之） これをもちまして、第33回平成22年9月定例会を閉会します。

長い間、お疲れさまでございました。

（閉会 午後6時24分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員